

平成25年3月29日
山口県報号外第17号
監査公表第6号別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山 口 県 監 査 委 員

平成 23 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

公共工事等に係る契約(委託契約及び工事請負契約)の事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 指摘事項及び意見の概要</p> <p>(1) 工期についての指摘</p> <p>イ 監査の結果、</p> <p>予算単年度主義の制約から、繰越工事と見込まれるものは、一旦、年度内工期を仮に設定して公告を行い、議会の繰越承認が行われた後に、本来必要な工期変更の手続をとるケースが、多く見受けられた。</p> <p>このことは、設計(変更設計)において適正な工期を設定するという原則を大変曖昧なものとしている。</p> <p>さらに、不適切な工期設定や安易な工期変更の原因ともなっている。</p> <p>実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与えるとも思われ、場合によっては入札参加を断念する業者もある可能性も考えられる。</p> <p>このことから、やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経て、入札公告する必要があるものと考ええる。</p> <p>また、このような事情により工期の変更を行うに際して、日程調整の不備や工事着手前に当然分かっていること等不適切な理由を挙げて工期変更を行っていた。</p> <p>そのほか、完成予定日より約3か月前に完成しているような工期の設定や3月31日を工事完成日としているような妥当でない工期の設定があった。</p> <p style="text-align: center;">【指 摘】</p> <p>(2) 設計金額・積算単価についての意見</p> <p>イ 監査の結果、</p> <p>(ア) 設計書の積算過程に誤りや仕様書と整合しない積算等適切でない積算</p> <p>(イ) 情報入手不足等により規定されている方法以外による単価での積算</p> <p>(ウ) 随意契約における不適切な積算などがあった。</p> <p>予定価格は積算金額に基づいて決定されるものであるため、適正な設定を行うことが一層重要になる。</p> <p>物価資料等に定めのない特殊資材の単価などの見積徴取を必要とする場合の設計採用単価について、設計標準歩掛、山口県公共住宅建築工事積算等取扱要領及び企業局が発注する工事の積算に使用する単価ともその計算方法が異なっている。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部技術管理課)</p> <p>やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、明許繰越の手続き等を行うことについて、通知文書(平成24年5月)及び繰越事務説明会(平成24年6月)で周知徹底を図った。</p> <p>また、日程調整の不備や工事着手前に当然分かっていること等は、工期の変更理由として認められないことについて、繰越事務説明会(平成24年6月)で周知徹底を図った。</p> <p>そのほか、工期を設定する際に、必要な工程を厳正に見積もることについて、繰越事務説明会(平成24年6月)で周知徹底を図った。</p>	措置済み
<p>(主務課・室 土木建築部技術管理課)</p> <p>積算にあたっては、規定に準拠した単価を用いることについて、通知文書(平成24年5月)により周知徹底を図った。</p> <p>諸経費調整の取扱いについては、国や他の都道府県の状況を調査し、検討した結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利)に基づく同一業者との随意契約を除き、取り止めることとし、積算基準改正時期に合わせ、平成24年10月からの改正を行った。</p>	措置済み	

これらに定める規定に準拠していない単価を用いての積算が見受けられたので、当該規定に沿った単価を用いての積算を行う必要があるものとする。

さらに、当県においては、記載のとおり土木建築部長「諸経費調整の取り扱いについて」により諸経費調整を距離的基準により行っているが、諸経費調整をする必要性の有無について、諸経費調整を取りやめることも含めて国や他の地方公共団体の動向等を勘案して再検討する必要があると考える。

また、積算単価の有効期限が定められていないので、予定価格算定のための基準の中に明確化する必要があると考える。(ただし、山口県においては平成 23 年 10 月に設計標準歩掛表を改正して、見積徴取する際の見積条件に記載すべき事項として有効期限を明示することとした。)

【意見】

(3) 設計金額・契約変更(工期の変更を除く)についての意見

イ 監査の結果

- (ア) 工事の変更理由から判断して起工時の現地調査や打ち合わせ等起工設計について問題があると思われるもの
- (イ) 契約変更を事由発生年度に行わず後年度に行っているもの
- (ウ) 変更理由(工事中止を含む)が妥当・適切でないと思われるもの
- (エ) 変更金額が元設計金額の30%を超えて契約変更としているもの等が見受けられた。

全体として、第3の2の指摘事項及び意見の概要(1)工期についての指摘の項で記述したように、議会の繰越承認が行われた後に行う工期変更のしるしと併せて設計変更による契約変更を行っているケースが数多くみられた。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経て、業務を執行する必要がある。

一般的に、契約の変更が多いことは、当初設計の正確性や予定価格の信頼性の欠如さらには事務執行コストの増大等につながりかねない。

安易な設計変更による契約変更は、設計変更を名目にすれば、金額変更ができることとなり、入札時には安価な金額で落札し、その後増額するということにも繋がりがねず、入札自体の意義にも関わることになる。設計変更に伴う契約変更についてその取扱いを再度周知する必要があるものとする。

また、設計変更が多岐にわたり複数ある場合、事務処理の簡略化からまとめて設計変更を行って契約変更を行っている。この処理については事務処理の簡便化の上から容認されるものとするが、その処理を事由発生年度に行わず、後年度に繰越して行う処理は、会計上の合規性からも認められないものとする。 【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
変更契約は、その事由発生年度と、予算執行年度との整合を図る必要があることから、繰越工事等、工事が複数年にわたる場合、設計変更の対象となるものは、当該年度中に設計変更及び変更契約を行うことについて、通知文書(平成 24 年 5 月)により周知徹底を図った。

併せて、設計変更にあたっては、その事由がやむを得ないものでなければならぬことについても周知徹底を図った。

(主務課・室 農林水産部農村整備課)
変更金額が元設計金額の 30%を超えて変更契約を行う場合は、別工事として発注しない理由を記載することについて、技術研修会(平成 24 年 2 月)及び通知文書(平成 24 年 6 月)により周知徹底を図った。

措置済み

措置済み

(4) 入札の透明性についての意見

イ 監査の結果

- (ア) 入札参加業者の入札が数値的判断基準額未満若しくは低入札価格調査に応じず結果的に1者入札となったもの
- (イ) 入札参加業者のうち半数以上の者が工事費内訳書の同じ箇所を間違えて失格となっているものや工事費内訳書の同じ個所の数値的判断基準を満たさず失格となったもの
- (ウ) 事務所において独自の指名業者選定ルールを設けていたもの
- (エ) 指名業者選定の判断資料が残っていないものや不備なもの
- (オ) 業務委託契約における低入札のもの等があった。

談合とはいえないまでも、落札者以外の入札参加業者が、数値的判断基準額未満により若しくは低入札価格調査に応じず失格となり、結果的に1者入札となる場合や半数以上の者が工事費内訳書の同じ箇所を間違える場合等が続くようなときには、予定価格の事後公表の有効性や業者選定の範囲など入札のあり方を検討するとともに、不正等の存在について調査する必要があるものと考え。

また、業務委託については土木工事と異なり、判断基準額が設定されていない。

このことから、極端に低い契約金額であっても、調査内容で問題ないと判断されれば契約締結に至るが、調査が不十分な場合には、契約内容が充足されないリスクを県が負うことになる。

このため、県では平成23年7月の「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査（試行）要領」の改正により、低入札価格調査制度の強化策として、応札額が調査基準価格を下回る場合は、新たに管理技術者の専任配置及び第三者による照査を新たに義務付けることとしている。今後、この強化策の結果を注視し、必要があると判断される場合には、業務委託における低入札価格調査について、判断基準額の設定が必要と考える。

【意見】

(5) 随意契約についての意見

イ 監査の結果

- (ア) 随意契約選定先の合理性を十分判断できる記録・資料の不備なもの
- (イ) 予定価格の積算について十分な検討がなされていないもの
- (ウ) 事故繰越を回避するため、工事内容の一部割を行って次年度に繰越し、落札業者との間で随意契約を行ったもの等が見られた。

随意契約に際しては、網羅的に県内業者等をチェックし契約先以外にこのような業務に精通し、また実施可能な業者が存在しないのか検討を行い、文書として

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

結果的に「1者入札となる場合」の対応については、平成23年4月から「低入札価格調査の結果、落札候補者となり得る入札参加者が1者となった場合の取扱い」により、提出を受けた工事内訳書について談合等不正行為が行われなかったかという観点で審査を実施している。

一方、「工事費内訳書の同じ箇所を間違える場合が続く場合」の対応については、平成18年4月から工事費内訳書の審査を行っているが、そのような事例はこれまで発生しておらず、今後、事例が発生し、継続する場合には対応を検討する。

なお、県では、予定価格の事後公表を試行し、事前公表と事後公表の違いによる入札への影響を調査しているが、応札額の差異は認められず競争性は担保されていると認識している。

また、入札における業者選定のあり方については、原則として、一般競争では20者以上を、指名競争入札でも10者以上を選定することで入札の競争性の確保を図っている。

業務委託については、強化策導入の結果、低価格で契約に至るものはすべて排除され、ダンピング防止対策として十分な効果が発揮されており、判断基準額を設定する必要性は生じていないと判断した。

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

随意契約にあたっては、選定業者と随意契約を行う理由を詳細に記載することについて、通知文書（平成24年5月）により周知徹底を図った。

また、発注にあたっては、年度内に履行可能な業務であるか精査し、不測の事由により業務が年度内に完了しない状況が生じた場合は、予算計上課において速やかに繰越の措置をとることについて、通知文書

措置済み

措置済み

記録・保存する必要がある。

また、土木建築部建築指導課の光高校管理棟他耐震補強計画策定等業務のように事故繰越を回避するため業務内容を急遽一部分割し、次年度に繰り越して随意契約で先の落札業者に発注しているケースがあった。

このような事態は予め想定されうるものであり、予算計上課においてはこのことを踏まえた業務対応をする必要があるものとする。

【意見】

(6) プロポーザル方式についての意見

監査の結果、工事請負等についてもプロポーザル方式による契約締結は行われていたが、現在、工事請負等について全庁的なプロポーザル方式の基準・方針がなく、各課あるいは事務所においてその判断が行われていた。工事請負等について全庁的なプロポーザル方式の基準・方針を示す必要があるものとする。

また、外部委員を含めた審査委員会にて技術評価・価格評価の審査を行っているが、当該委員会の委員の構成や価格要素評価点・技術的要素評価点の割合についても全庁的な扱いを示す必要がある。

さらに、プロポーザル方式の有効性を検証するための全庁的な制度は存在せず、このようなプロポーザル方式の有効性の検証を行い、その結果を契約者選定基準の見直しに反映する必要があるものとする。

【意見】

(7) 履行の確保についての意見

イ 監査の結果

(ア) 検査時期が不適切と思われるもの

(イ) 検査の業務処理が不適切と思われるもの

(ウ) 低入札価格調査を実施した工事の中間検査の未実施のものなどがあつた。

山口県土木工事検査技術基準さらには前記平成 19 年 8 月 31 日農林水産部長、土木建築部長通達「中間検査の取扱いについて（通知）」に基づいた検査を行う必要があるものとする。

【意見】

(8) その他

ア 事務処理上の問題についての指摘及び意見

(ア) 各種決裁書類等（予定価格決定起案書や工事台帳・工事技術検査復命書）の記載が不備なものや起案日・決裁日の記載のないもの

(イ) 契約書（約款）や特記仕様書に規定された手続きが行われていないもの

(ウ) 入札審査会の事務処理手順の不備なもの

(エ) 県が道路維持管理業務に関連して発行する道路パトロール員であることの「証明書」の発行とその回収管理が行われていないもの

(オ) 電算への支出負担行為のタイムリーな登録が行われていないもの等

請負工事契約、工事請負関連委託契約及びその他の委

（平成 24 年 5 月）及び繰越事務説明会（平成 24 年 6 月）で周知徹底を図つた。

（主務課・室 土木建築部技術管理課・企業局電気工水課）

土木建築部、企業局とも工事請負については、競争性が確保できる「総合評価方式（高度技術提案型）」が適切であることから、原則としてプロポーザル方式を採用しないこととしており、全庁的な基準・方針等の策定は必要ないと判断した。

措置済み

（主務課・室 土木建築部技術管理課）

検査にあたっては、山口県土木工事検査技術基準及び平成 19 年 8 月 31 日農林水産部長・土木建築部長通達「中間検査の取扱いについて（通知）」に基づいた検査を行うことについて、通知文書（平成 24 年 5 月）により周知徹底を図つた。

措置済み

（主務課・室 土木建築部技術管理課）

指摘事項（ア）～（オ）に係る適正な事務処理について、通知文書（平成 24 年 5 月）により周知徹底を図つた。

また、各所属における事務処理の状況について検討した結果、各所属内の研修の充実や管理・監督の徹底が必要と判断されたことから、通知文書（平成 24 年 5 月）により周知を図つた。

措置済み

託契約については、各事務所において随意契約の判断を含めて契約事務を担当する仕組みになっており、各事務所・各課における研修制度や管理・監督のあり方の再検討を希望する。

【指摘】 【意見】

イ 予算の執行についての意見

(ア) 監査の結果

第3「監査結果」2の「指摘事項及び意見の概要」

(1) 工期についての指摘の項で記載の「本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決」及び同じく(5)随意契約についての意見の項で記載の「事故繰越を回避するため、工事内容の一部分割を行って次年度に繰り越し、落札業者との間で随意契約を行ったもの」のほか、入札差金を活用して予算を執行したものがあつた。

入札差金を活用して予算を執行することは、事業計画の進捗を図るため、翌年度執行予定の工事を前倒して発注しているケースが見られた。

このことは、事業促進を図り、事業計画の目的を早期に達成し、県民にとっても有益であると考えられることからやむを得ない面もあると思われる。

しかし一方で、必要性が乏しいと疑われる工事に入札差金を活用することは、予算の不効率な執行に繋がることから厳に慎むべきと考える。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合は、速やかに関係事業課と協議のうえ、明許繰越の手続き等を行うことについて、通知文書(平成24年5月)及び繰越事務説明会(平成24年6月)で周知徹底を図つた。

入札差金の活用は、これまでも、事業促進が図られ、整備計画の目的を早期に達成する場合に限り、入札差金を活用した工事を発注しており、今後とも、予算の適正な執行に努める。

措置済み

ウ コスト縮減についての意見

平成9年度に、国は「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針・行動計画」を策定し、平成20年度までこの計画に基づき、コスト縮減の取組を行つていた。

山口県においても、国の計画に準拠して、平成9年度に「公共工事コスト縮減行動計画」を策定し、平成21年度までこれに沿つて行動をしてきた。

この結果、平成8年度比10%以上のコスト縮減を実現している。

これらの取組は、各発注機関において定着しており、今後も継続的に実現可能と思われるが、これまでの取組だけでは、さらなるコスト縮減は期待できない。

国においては新たに、「公共工事コスト改善プログラム」を実施しており、山口県においても平成23年3月に策定した「山口県土木建築部公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき「公共事業のコスト構造改善」に取り組んでいる。

平成21年度の標準的コストに比べ平成26年度末時点で15%以上改善することを数値目標としているが、平成22年度は、2.8%のコスト構造改善を図っており、一定の成果が認められる。

このように、平成22年度から新たな基準のもとでコスト縮減額の把握を行つている。

山口県の新たな基準は、国の基準に準拠しているが、国の算定方法では工事の当初発生時点で推計することが基本となっているため、契約変更額を反映したものと

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

平成24年5月に実施した、平成23年度実績のとりまとめ分から、コスト縮減額を算定するまでに行つた大きな変更契約については、コスト縮減額に反映させるよう改善を行つた。

措置済み

はなっていない。

当県のように契約変更が多いような状況下では、有意な数字を算出するためには変更設計・変更契約を反映したものとする必要があるものとする。

【意見】

第5 個別監査結果

1 農林水産部 漁港漁場整備課

(1) 監査結果等

ア 事務処理上の問題についての指摘

平成22年3月24日に工期の延長をしている(平成22年3月25日から平成22年9月30日までに延長)。

工期の延長は、契約書約款では、第21条(乙の請求による工期の延長)、第23条(工期の変更方法)で規定されており、工期延伸の理由が第21条であれば延長申請書を業者から入手すべきであり、第23条であれば協議履歴を残すべきであるが、このことが行われていない。

また、工事台帳に第3回目の中間検査についての記載がされていなかった。

さらに、工事台帳に下請け状況の記載がされていなかった。

【指摘】

(2) その他の監査結果等

ア 工期についての指摘

当初契約では着工から完成まで1週間程度の工期(平成23年3月24日から平成23年3月31日)となっており、予定価格18百万円の業務であることからみて、期間内での完成は無理と思われ、当該事業については、契約時点で明許繰越の承認を得ているので、当初契約時に適正な工期を設定すべきであったと考える。

【指摘】

イ 事務処理上の問題についての意見

「予定価格の決定について」(予定価格の伺)について、第1工区、第2工区、第3工区及び第4工区のいずれも、起案日、決裁日が記載されていなかったの適切な事務処理を行う必要がある。

【意見】

ウ 積算単価(業務委託における見積単価の決定)についての意見

当該業務は複数の歩掛が一体として機能しているため、それぞれの歩掛で平均値を求めると異常値が多数発生することから、業務全体の見積価格で平均値を求め異常値をチェックするという方法をとっていた。

このような見積単価の決定方法について定められたものがなかったので明確化する必要がある。

【意見】

(主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課)

指摘箇所について記載するとともに、工期延長の方法及び工事台帳の整備等に係る適正な事務処理について、通知文書(平成24年6月)により周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課)

やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、明許繰越の手続き等を行い、適正な工期を設定することについて、通知文書(平成24年6月)により周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課)

指摘箇所について記載するとともに、決裁書類の適正な事務処理について、通知文書(平成24年6月)により周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課)

平成23年10月以降は、「平成23年度設計標準歩掛表(一般共通編)」(山口県)において、歩掛の見積りに関する決定方法が明確化され、これに基づいて行っている。

なお、今回明確化された決定方法は、以前に行っていた見積単価の決定方法に準じて行う方法となっている。

措置済み

2 岩国農林事務所

(1) 監査結果等

ア 入札の透明性についての意見

中山間地域総合整備事業の委託業務においては、区画割設計業務、細部設計業務3地区、換地業務となっている。通常、区画割設計業務が終了してから細部設計業務を行うと考えられるが、当初、区画割業務が着工してから10日余りで細部設計の着工となっている。そして、当初の業務完成時期は区画割設計業務、細部設計業務、換地業務ともに同じ平成23年3月25日となっている。細部設計業務の契約時期が早すぎるのではないかと考えられる。

また、細部設計業務については、土生換地区、竹安換地区、大山換地区の3地区に分けられ、それぞれ別途に入札（指名競争入札）が行われ、それぞれ別の業者と業務委託契約が締結されている。これら3契約については、いずれも落札率が94.72%と同率となっている。同率となったのは、競争入札の結果たまたま同率となったものと同事務所では考えているとのことである。

今後は、このようなケースの場合、問題ないと判断した経緯等について、記録を残しておく必要があると考える。

【意見】

(2) 監査結果等

ア 入札の透明性（分割発注）についての意見

通常、調査設計の後、詳細設計を行うものと考えられるが、前者の当初の業務期間は平成22年11月22日から平成23年3月10日までであり、後者の当初の業務期間は平成23年3月24日から平成23年3月30日までとなっており、後者の橋梁詳細設計業務の期間は1週間であり、その期間内で業務を終了することは困難であると考えられる。

その後、詳細設計業務は、3回期間の延長が行われ、平成23年9月30日に終了予定となっている。

明許繰越手続申請中に業務発注が行われており、さらに、一つの構造物の調査設計と詳細設計を分割して発注を行っている。

明許繰越手続終了後、業務発注を行うよう検討する必要がある。

また、分割発注を行う場合にはその理由を整理し記録として残す必要がある。

【意見】

(3) 監査結果等

ア 履行の確保（中間検査等の実施時期）についての意見

工事期間の終了前2か月で中間検査を2回行っている（8月4日、8月29日）。

工程等を見ると8月4日の中間検査はもう少し早いタイミングで実施する必要があったと考えられ、中間検査は適時に行う必要があるものとする。

また、中間検査を実施した時期について、理由等を記録として残す必要がある。

【意見】

（主務課・室 農林水産部農村整備課）
適切な時期の業務発注について、通知文書（24年6月）により周知徹底を図った。

また、同様な状況の入札があった場合、問題ないと判断した経緯を記録として残すことについて、通知文書（24年6月）により周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 農林水産部森林整備課）
やむを得ない理由により、必要な業務期間を年度内に設定できない業務の発注が発生した場合には、速やかに繰越手続を開始し、明許繰越手続の終了後に適正な業務期間を確保して発注することについて事業担当者会議（平成24年4月）で周知徹底を図った。

また、設計業務を分割発注する場合、その理由を記録に残すことについて、事業担当者会議（平成24年4月）で周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 農林水産部森林整備課）
中間検査は、検査関係の規定に基づき適正な時期に行い、検査の実施時期の決定理由を記録に残すことについて、事業担当者会議（平成24年4月）で周知徹底を図った。

措置済み

(4) 監査結果等	<p>ア 入札の透明性についての意見 入札参加業者 13 社のうち 10 社が半断基準価格と同額であった。 また、落札業者は 5 社のくじ引きで決定されている。 このような状況が続くようであれば、不正等の存在について調査する必要もある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林整備課) 入札結果について検討したところ、多数業者が半断基準価格と同額だったこと、及びくじ引きにより落札者を決定したことは、設計単価・歩掛等の積算根拠の事前公表や、総合評価入札方式による発注者の公平な審査を行った結果であり、不正等の存在は認められなかった。 入札の透明性は確保されていると考えられることから、引き続き現行の規定に従い入札を執行するものとするが、不正に関する通報等があった場合などは、必要に応じて調査を行う。</p>	措置済み
<p>イ 履行の確保（中間検査の実施）についての意見 工期が短いため中間検査を省略しているが、当工事は低入札価格調査を実施しており、規則上は 1 回以上の中間検査が必要である。 しかし、実質的に問題ないとの主張であるが、規定に従い適正に検査を行う必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林整備課) 中間検査は、検査関係の規定に基づき、適正な回数行うことについて、事業担当者会議（平成 24 年 4 月）で周知徹底を図った。</p>	措置済み	
(5) その他の監査結果等	<p>ア 事務処理上の問題についての指摘 契約書の条項によれば、工期を延長する場合には、受注者からの申請または受注者と発注者との協議が必要となっているが、そのいずれの書類もなかった。 契約条項（第 21 条等）に従った取扱いをする必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農村整備課) 規定に基づき工期延伸に係る手続きを行うことについて、技術研修会（平成 24 年 2 月）及び通知文書（平成 24 年 6 月）により周知徹底を図った。</p>	措置済み
3 柳井農林事務所			
(1) 監査結果等	<p>ア 随意契約についての意見 随意契約の理由として、埋蔵文化財は県民共有の財産であることから調査には特殊な技術や経験が必要とし、県内で実施可能な団体は「(財)山口県ひとづくり財団」以外にないため競争入札に適さないとしている。 発掘調査可能な業者・団体が「(財)山口県ひとづくり財団」以外にないという理由の記載だけでは不十分である。 網羅的に県内業者等をチェックした結果、当財団と随意契約に至ったという流れが確認できるように文書を記録・保存すべきである。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農村整備課) (財)山口ひとづくり財団以外の埋蔵文化財調査業務実施可能機関の調査結果を随意契約理由に記載することについて、通知文書（平成 24 年 6 月）により周知徹底を図った。</p>	措置済み
(2) その他の監査結果について	<p>ア 履行の確保（中間検査の時期の妥当性）についての意見 平成 23 年 8 月末時点で進捗 6 割に達しているが中間検査未実施となっていた。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農村整備課) 中間検査は、検査関係の規定に基づき適正な時期に行うことについて、技術研修会（平成 24 年 2 月）及び通知文書（24 年 6</p>	措置済み

県の運用規定において、中間検査は完成・出来形検査時期及び当該工事の工事内容を考慮し、進捗度を参考に施工上の重要な段階等に実施するとされており、当該規定に示されている進捗率を超えて検査日を設定する場合は、考え方について整理し適切に設定する必要がある。

【意見】

イ 事務処理上の問題についての指摘

請負業者は3社に対して下請負を行っているが、下請負人届に添付されている「下請負人届チェックリスト」を調査したところ、下請負金額の妥当性を検討する直接工事費の欄が3件とも未記載であった。

【指摘】

ウ 積算単価（見積単価の算出方法の統一）についての指摘

見積単価算出方法は、3社平均ではなく3社のうちの最低価格を採用していた。

見積単価の算出に関する規定では、3社以上から見積を徴収し、異常値を排除して平均値を採用することとされている。

見積単価は、規定に沿って適正に算出する必要がある。

【指摘】

エ 履行の確保（中間検査の実施時期）についての意見

2回目の中間検査のタイミングについて、出来形検査と兼ね、工事進捗率80%程度のところで検査を実施しているが、参考として、運用規定に示されている進捗率を超えて中間検査を実施する場合は、検査日設定の考え方について整理し、適切に設定する必要があると考える。

【意見】

4 山口農林事務所

(1) 監査結果等

ア 設計金額の変更（30%以上）についての意見

3回の契約変更が行われており、次のようになっている。

当初契約 79,957,500 円、最終契約金額 107,495,850 円、当初設計金額 94,445,400 円、最終設計金額 126,976,500 円であり、変更金額は当初の設計金額の30%を超えている。

昭和51年7月7日付の農林部長通知「設計変更の取り扱いについて」では、設計変更は、変更金額が元設計金額の30%以内の変更、または現に施行中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限るものとされている。

同事務所では、工事実施上の問題点解消のための変更であり、工程及び現場の輻輳等から別途施工とすることが不適切と判断したとしているが、内容変更が多岐にわたり曖昧である。

変更金額が元設計金額の30%を超える工事について

月)により周知徹底を図った。

(主務課・室 農林水産部農村整備課)
指摘箇所に記載するとともに、下請負人届チェックリストへの記載漏れがないよう、通知文書（平成24年6月）により周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農村整備課)
規定に基づき見積単価を算出することについて、技術研修会（平成24年2月）及び通知文書（平成24年6月）により周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農村整備課)
中間検査は、検査関係の規定に基づき適正な時期に行うことについて、技術研修会（24年2月）及び通知文書（24年6月）により周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農村整備課)
契約金額の30%を超える変更となる工事は、別工事としない理由書を作成し決裁の上保存することについて、技術研修会（平成24年2月）及び通知文書（平成24年6月）により周知徹底を図った。

措置済み

ては、別工事として起工しない理由についての根拠等
を示した理由書を添付し決裁を受け、記録として保存
する必要があるものとする。

【意見】

(2) 監査結果等

ア 随意契約についての意見

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により
随意契約にて財団法人山口県ひとづくり財団との間
で契約を行っている。その理由として、「事業の性質
または目的が競争入札に適しないため」としている。

しかしながら、契約先以外にこのような業務に精通
し、また実施可能な団体が存在しないのか検討を行っ
た資料は存在しないので、記録として残す必要があ
る。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農村整備課)
(財)山口ひとづくり財団以外の埋蔵文化財調査業務実施可能機関の調査結果を
随意契約理由に記載することについて、通
知文書(平成24年6月)により周知徹底
を図った。

措置済み

イ 積算単価(予定価格の積算)についての意見

財団法人山口県ひとづくり財団(山口県埋蔵文化財
センター)から埋蔵文化財発掘調査業務見積内訳書の
提出を受けているが、その内容を分析検討した資料は
存在しない。

内容的には諸経費と調査費の区分で曖昧なところ
もあるので、細目についての整理を検討する必要があ
る。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農村整備課)
見積徴取の際、調査費計上内容と諸経費
計上内容が明確に区分された内訳書の提
出を依頼することについて、通知文書(平
成24年6月)により周知徹底を図った。

措置済み

(3) 監査結果等

ア プロポーザル方式についての意見

県においては、業務委託プロポーザル方式について
「山口県業務委託プロポーザル方式実施要領」が規定
されている。

プロポーザル方式による委託候補者選定の評価基
準等の妥当性を検証し、その結果を今後のプロポーザ
ルに反映させる必要がある。

【意見】

(主務課・室 農林水産部全国植樹祭推進室)
評価基準等については、業務内容に応じ
て個別具体的に決定されるものであるが、
今後同様の業務事例の参考とするべく、本
プロポーザルに対する事後評価として整
理した。

措置済み

イ 工期(委託期間の延長)についての意見

①委託期間の延長は、業者からの申請によるとされ
ている。

打合せ記録簿により業務遂行の状況は確認でき
るが、委託期間の延長については、より慎重に審査す
る必要がある。

②また、工期の延長申請で「調整に不測の日数を要
した」とあるが、どこで、どのような調整をしたのか、
また結果はどうだったのかなど、請負者の調査書など
の説明資料を添付させることの検討が必要である。

③工期の大幅な延長をしているが、契約額の変更は
なく、年度末の契約工期末直前になって、当初契約額
の約28%増という大幅な額の変更契約をしているが、
今後は、業務進捗に伴う打合せ簿等によって業務内容
や概算金額などの変更について整理し、発注者及び受
注者双方の合意内容を明確にする必要がある。

【意見】

(主務課・室 農林水産部全国植樹祭推進室)
全国植樹祭植樹会場に関する設計業務
は都市公園整備計画との整合を図りな
がら遂行する特殊な業務であるため、その調
整状況により、当初の委託期間を延長す
る必要が生じた。

措置済み

業務委託の変更については、業務進捗に
伴う調整状況や変更事項を記録した打合
せ簿に業務内容や委託期間の延長、概算金
額など、双方の合意内容をより明確に記載
するよう、平成24年4月、同室の全体会
議で周知徹底を図った。

5 下関農林事務所

(1) 監査結果等

ア 設計金額の変更についての意見 (30%以上)

変更設計がなされているが、変更設計後の工事費が元設計金額の30%を超えている。

30%を超える場合は、原則として別設計とすることとなっているが、変更設計・契約で処理している。同事務所では、一体工事であり効率的な工事の実施のため変更設計で対応したとの説明であったが、変更理由書の変更内容は他の変更と特に変わらないものである。

30%を超える変更となる場合は、別工事として起工しない理由についての根拠等を示した理由書とともに、決裁文書等を記録として保存する必要があるものとする。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農村整備課)
契約金額の30%を超える変更となる工事は、別工事としない理由書を作成し決裁の上保存することについて、技術研修会(平成24年2月)及び通知文書(平成24年6月)により周知徹底を図った。

措置済み

(2) その他の監査結果

ア 積算単価(見積単価算出方法の統一)についての意見

(ア) 見積単価は、見積を依頼した3社の平均を見積単価としていた。

規定では、3社以上から見積を徴取して、異常値を排除した平均値の有効数字を3桁とし4桁目を切り捨てたものを採用することとされているにもかかわらず、規定以外の方法をとっていた。

なお、見積単価は規定に沿って適正に算出する必要がある。

(イ) 混合廃棄物処理費などの少額なものの積算単価について、過去に算出した見積単価を使用していた。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農村整備課)
規定に基づき見積単価を算出することについて、技術研修会(平成24年2月)及び通知文書(平成24年6月)により周知徹底を図った。

措置済み

イ 事務処理上の問題についての指摘と意見

(ア) 変更設計を2回行っているが、変更理由書記載の変更金額の数字が間違っている。

変更理由書は最終的に集約した情報であり、起案添付書類であるため正確な数字で記載して意思決定すべきである。

それゆえ、変更設計の決裁段階で確実にチェックし齟齬が生じないよう心がける必要がある。

(イ) 工期の延長については、契約約款上では、第21条で、「業者からの申請書」また、第23条で、「協議・協議開始の通知」が規定されているが、事務所の取扱いには、第23条の場合は打ち合わせ簿で管理しているが、契約約款との関係上からも、取扱い等について検討することも必要と考える。

(主務課・室 農林水産部農村整備課)
変更理由の記載内容について、決裁段階でチェックし齟齬をなくすことについて、通知文書(平成24年6月)により周知徹底を図った。

措置済み

(ウ) 工事技術検査(完成)復命書の現実完成年月日が平成22年5月11日となっているが、工事の完成日は平成22年5月10日である。

平成22年5月11日は工事完成の検査日である。

【指摘】 【意見】

(主務課・室 農林水産部農村整備課)
工事検査復命書の作成にあたっては、関係書類を確認し正確に記載することについて、通知文書(平成24年6月)により周知徹底を図った。

措置済み

6 萩水産事務所

(1) 監査結果等

ア 工期についての意見

(ア) 工期延長の主な原因である「地元船舶の移動に時間を要した」とだけ記載されているが、状況等が不明である。

移動作業等の内容を記した資料の添付により、時間を要した原因等が分かる記録を残しておくべきであると考ええる。

(イ) 工期延長の主な原因である「関係機関との協議」は、協議した機関の名称、協議内容、協議の結果等記録として残しておく必要があると考ええる。

【意見】

(主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課)

工期延長の主な原因の分かる記録を、工事打合せ簿又は業務報告書等により残すことについて、通知文書(平成24年6月)により周知徹底を図った。

措置済み

7 土木建築部 建築指導課

(1) 監査結果等

ア 設計金額についての意見

入札参加予定業者は設計書の内容で不明な点等について工事内容質問書でその工事内容について質問を行っており、同課ではその質問に対する回答を閲覧にて行っている。この工事について、「図面23・25・28・29・35で、BL型流し台、コンロ台があるが、工事内訳書には無いが？」との質問に対し、「図面のとおりでである」と回答している。この部分については、設計金額には反映されていないが、実際の工事はこれを含んだものとなっている。

したがって、積算された設計金額はその部分だけ過小なものとなっており、慎重な積算及びそのチェックを行う必要がある。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

平成24年6月発注分から、初回打合せ時に設計事務所に対して、積算について十分チェックするよう指示するとともに、職員に対して、設計事務所から提出された積算調書及び図面についてチェックを強化するよう文書(平成24年6月)により周知した。

措置済み

イ 契約変更についての意見

当該工事は平成21年度、22年度の2か年にわたる債務負担による工事である。

平成21年7月に契約・着工し、その後平成22年1月、7月に変更契約を行い、9月に完成している。このうち、第2回目の変更契約は基礎工事が計画以上に難航したため、「支持基盤の深さの変動が設計時の想定と異なる」を理由として増額変更を行っている。

しかし、すでに平成22年1月当時判明していたと思われ、なぜ、完成間近の契約変更としたのか疑問である。

結果的に、当該工事は平成22年度において過年度の発生原因を理由として契約の増額変更を行っている。

変更契約は、会計上の観点からも、原因が判明した時点若しくはその年度において契約変更を行うシステムを構築する必要があるものと考ええる。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

設計変更の対象となるものは、当該年度に設計変更を行い、契約変更を行うことについて、文書(平成24年6月)により課内に周知した。

措置済み

(3) 監査結果等

ア 予算の執行についての意見

平成21年10月5日に契約締結している。工期は平成21年10月6日から平成22年3月30日であり、業務内容は管理棟A、B及び昇降場棟の耐震調査、補強計画、実施設計の各業務である。

平成21年12月16日において対象棟(普通教室 2棟)の追加、及び補強計画・実施設計の中止を内容とした変更設計・変更契約が行われている。

このような手続の後、平成22年度において光高校管理棟他耐震改修実施設計等策定業務の補強計画及び実施設計を随意契約により平成22年5月13日に光高校管理棟他耐震補強計画策定等業務を受注した同一業者との間で随意契約を行っている。

この業務の予算計上課である教育庁教育政策課の指示により、平成21年度履行可能な部分についてのみ精算した。なお、残りの業務については、耐震補強という特殊な業務を含むため、前契約業者が妥当であるとの考えから、平成22年度に随意契約をしている。

予算の適正な執行を考えれば、繰越手続という措置を講ずるべきである。

【意見】

(3) 監査結果等

ア 工期についての指摘

業者からの工事変更理由は、「学校側の授業カリキュラムの調整に不測の日数を要したため」との理由であるが、最初の契約締結時の着工日が平成23年3月10日であり、完成予定日は平成23年3月31日となっている。

そもそも契約工期自体が無理である。このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

【指摘】

イ 契約変更(変更理由の妥当性)についての指摘

教育政策課の繰越理由は、「補強方法の変更に伴う着工遅れ」とあり、上記の業者からの延伸理由とは大きく異なっている。

教育政策課の繰越理由は、工事発注前に事業全体を見据えて作成し、業者の工期延長理由は、工事発注後に発注者、受注者、学校側との協議により作成したとのことであるが、その内容についてはそれぞれ異なったものである。受注者等との協議により整合性を持ったものとすべきである。

また、この問題の背後には上記アにおいて指摘したように実態と乖離した工期の設定がある。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経て、業務

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

発注にあたっては、年度内に履行可能な業務であるか精査し、不測の事由により業務が年度内に完了しない状況が生じた場合は、予算計上課において速やかに繰越の措置をとることについて、教育政策課との協議(平成24年9月)において周知した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

発注に当たっては、年度内に履行可能な業務であるか精査した上で発注を行うこととし、何らかの事情で業務が年度内に完了しない状況が生じた場合は、予算計上課において繰越の措置をとることについて、教育政策課との協議(平成24年9月)において周知した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

変更契約に当たっては、年度内に履行可能な業務であるか精査した上で発注を行うこととし、何らかの事情で業務が年度内に完了しない状況が生じた場合は、予算計上課に対して繰越の措置をとる教育政策課との協議(平成24年9月)において周知した。

措置済み

工期延伸理由書については、平成24年3月に、24年度への繰越分から、予算計上課の繰越明許明細書と整合性を保つように受注者、予算計上課と調整した。

の執行を行う必要がある。

【指摘】

(4) 監査結果等

ア 工期についての指摘

契約上の工期は平成23年2月24日から平成23年3月30日となっているが、平成23年2月24日付で提出された工程表では、終期が平成23年3月31日（準備工以外）となっている。

平成23年3月14日付で次のような「工期の延長申請」が提出されている。

「当初平成23年2月24日から平成23年3月30日までの工期を平成23年2月24日から平成23年7月28日まで延長した理由は、学校側において、授業カリキュラムの調整に不測の日数を要したため。」

なお、3月14日までの出来高は2%であった。

このように当初の契約工期については実態とかけ離れたものとなっている。このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積に大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

【指摘】

イ 履行の確保（中間検査）についての意見

工事技術検査（中間第1回）は、発注者側が工事途中において、工事の施工が適正に行われているか検査を行うものであることから、チェック表のチェックとともに、復命書には、検査年月日を明記し、どのような検査をしたのかなど記録しておく必要があると考える。

【意見】

(5) 監査結果等

ア 事務処理上の問題についての意見

請求書など、正本が2部提出されている。

県によると、請求書などは正本と写しの各1部を求めているが、正本を2部提出する業者もいるとのことである。

このような場合、正本の一部には、「控え」や「副」等の表示をしておくべきである。

【意見】

イ 履行の確保（工事検査）についての意見

「工事引渡書」で完成年月日が空欄のままとなっている。

特に現実完成年月日は、請負業者に必ず記載させるよう指導する必要がある。

工事検査復命書では、「適正に施工されている。」とのみ記載であるが、検査の内容など、具体的な記録を残す必要があると考える。

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

工期について、年度内に履行可能な業務であるか精査した上で発注を行うこととし、何らかの事情で業務が年度内に完了しない状況が生じた場合は、予算計上課に対して繰越の措置をとることについて、教育政策課との協議（平成24年9月）において周知した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

工事検査復命書に検査実施日を明記するとともに検査内容を記載することについて、通知文書（平成24年5月）により周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

正本が2部提出された場合には、うち1部に「控え」等を表示し、「正本」「控え」の区分を図るよう通知文書（平成24年5月）により周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

完成年月日等を受注者に記載させるよう、文書（平成24年6月）により課内に周知した。

工事検査復命書に検査内容を具体的に記載することについて、通知文書（平成24年5月）により周知徹底を図った。

措置済み

復命書の記載方法・あり方について検討する必要がある。

【意見】

8 土木建築部 住宅課

(1) 監査結果等

ア 入札の透明性についての意見

4社入札のうち3社が低入札のため、「山口県低入札価格調査実施要領」に基づいて調査を実施している。うち1社は県が要求する調査表を提出しなかったため無効となり、また残り2社は要求に応じて調査表を提出したが、「低入札価格調査判断基準」に定める共通仮設費が設計金額の50%以上という数値的判断基準を満たしていなかったため、結果として2社とも不落札となったケースである。

このようなケースは、談合等の調査の必要性の有無について検討し、その結果等を記録として残す必要がある。

【意見】

(2) その他の監査結果

ア 積算単価（設計変更時の見積）についての意見

「山口県公共住宅建築工事積算等取扱要領」では「公共住宅建築工事単価表」に掲げる単価等により難しい場合であって見積単価を使用する場合は、原則として3社以上の見積を取ることになっている。

しかし、変更契約時において請負業者のみからの見積で処理している。

変更契約時の見積単価の取り扱いについては、その取扱をはっきりさせる必要がある。

【意見】

9 岩国土木建築事務所

(1) 監査結果等

ア 工期についての指摘

この工事は工期28日で当初契約を行い、約1か月後に工期278日の変更契約を行っている。

工期延長の理由を確認したところ、本来約278日の工期で公告を付すべきであるが、県議会の繰越明許費の議決を経していないため、予算単年度主義の制約から、一旦、年度内工期となる公告を付さざるを得ず、繰越明許費の議決を得た後、本来必要な工期への変更契約を行っているとのことである。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積に大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経るから、入札公告すべきである。

【指摘】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

このようなケースにおいては、平成23年度からは、「低入札価格調査の結果、落札候補者となり得る入札参加者が1者となった場合の取扱いについて」（知事通知・平成23年4月施行）に基づき談合の疑いがないかどうか調査を行い、談合の疑いがないことを確認している。また、施行以降発生した案件の結果については記録として残している。

措置済み

(主務課・室 土木建築部住宅課)

平成24年7月に「山口県公共住宅建築工事積算等取扱要領」を改正し、「設計変更時の見積単価については、受注者提示の見積金額とすることができる。」と規定した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、明許繰越の手続き等を行うことについて、通知文書（平成24年5月）及び繰越事務説明会（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

<p>イ 事務処理上の問題についての意見 監督職員は立合書・確認書を作成し、添付資料として材料検査確認書及び立合写真を添付することになっているが、材料検査確認書の監督職員記入欄・日付欄に記入のないものが散見された。 監督職員記入欄及び日付欄は適切に記入をする必要がある。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部技術管理課) 監督職員は、工事打合簿、立合書及び材料検査確認書の監督職員名記入欄及び日付記入欄へ適切に記入し、決裁者は、監督職員名記入欄及び日付記入欄の内容を確認し、空欄等の場合は適切に是正させることについて、所内会議及び回覧(平成24年6月)で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 監査結果等 ア 工期についての意見 契約変更の理由として、「地元関係者と協議」による遅れが主な理由と考えられるが、地元関係者との協議内容は、詳細を記録として残しておく必要がある。 請負業者から、「工期延長申請」が提出されており、その理由は、「路面工が年度内に完成しないため」とのみ記載され、工期を平成22年10月29日まで延長することを求めているが、① 請負業者の施工管理状況等はどうであったのか ② 10月29日までの延長が妥当なのか等々の検討状況の記録を残しておく必要がある。延長申請が提出されるのは、工事の遅延が請負側に主な責任がある場合と考えられるのでそのためにも必要である。 平成22年7月21日に設計変更を起工し、同日付で変更契約を締結(工期及び金額の変更はない)しているが、平成22年8月5日には、もう工事完成通知書(同日完成)が提出されている。承認した工期より、約3か月も早く完成している。 変更設計や工期の設定は、金額的にも影響があると考えられるので、十分注意する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部技術管理課) 工期延伸を行う場合は、延伸する理由及び延伸する期間について、その妥当性や適切性を書面等により整理し、確認をするよう、請負業者及び職員に対し徹底を図ることとし、所内会議及び回覧(平成24年6月)で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) その他の監査結果 ア 事務処理上の問題についての意見 決裁日がないものが散見された。進行管理上の観点等からも、日付は明記しておく必要がある。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部技術管理課) 書類の起案者及び決裁者は、決裁日記入欄に囲み線や付せん等の印を付す等の注意喚起により、決裁後の決裁日記入漏れを防ぐことについて、所内会議及び回覧(平成24年6月)で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 工期(工期の変更理由)についての意見 「地元との協議や関係機関との協議に思わぬ日数を要した。」等の理由が頻繁に掲げられているが、その内容について明確にしているものはなかった。 工事の進捗状況を事務所として把握するためにも、その状況を記録して添付しておく必要がある。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部技術管理課) 設計変更を行う場合は、変更理由書に具体的な理由を記載するとともに、設計変更に至る過程を明確にするために、工事打合簿や用地交渉記録等の作成及び保管を適切に行うことについて、所内会議及び回覧(平成24年6月)で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>10 柳井土木建築事務所 (1) 監査結果等</p>	<p>(主務課・室 土木建築部技術管理課) 出来形検査受検にあたり、新たに出来形設計書、図面及び写真等関係書類により、関係職員が出来形数量の確認を行うこと</p>	<p>措置済み</p>

なお、平成21年度において 金額4,001,600円の訂正が行われている。

【指摘】

イ 契約変更についての意見

本体工事の堤体工やボーリンググラウチング工等の変更内容の一部はすでに、工事の性格上平成20年度末において判明していると考えられるものである。

施工済みの部分については、平成20年度において設計・契約変更が行われず、上記の土砂の変更に合わせて変更設計・契約がなされており不明瞭な処理となっている。

出来形検査における業務処理を正しく行うと共にそのチェック手続の運用を適正に行う必要がある。

また、設計内容に変更が生じる場合には、原則としてその発生毎に変更の契約を締結することとし、その発生が多く多岐にわたる場合においても少なくとも、設計内容に変更が生じた年度に変更契約の締結を行う必要があるものとする。

【意見】

(2) 監査結果等

ア 事務処理上の問題についての指摘

一般競争入札で、調査基準価格を下回った場合、調査用資料を提出させ調査検討の上、落札者とするか否かの決定をすることとなっているが、判断基準額を下回った場合も同様に調査用資料を提出させている。

判断基準額を下回った場合は落札者云々の検討の余地もないのであり、調査用資料を提出させることは、応札者にとって、費用等の負担になることは明らかであり、また、県の担当者にとっても業務の無駄な作業と考えられ、調査用資料の提出範囲や方法等について検討が必要である。

また、審査会へ提出する評価調書であるが、各土木建築事務所により取扱いが次の3とおりとなっており、各所で異なったものとなっている。

- ① 評価調書へ記載する業者名は全て伏せている。
- ② 簡易型総合評価の場合のみ、業者名を記載している。
- ③ どのような場合でも全て記載している。

平成20年度に「競争入札審査会において技術評価点審査を行う際、特に、簡易型、標準型の審査においては、企業名を伏せて評価点を審査するなど、公正性の確保に努めること。」との通知が出ているが、事務所によりその取扱いが統一されていないと思われるので、取扱いを徹底する必要があるものとする。

【指摘】

1.1 周南土木建築事務所

(1) 監査結果等

ア 予算の執行（前金払の資金効率及び契約時期の問題）についての意見

当工事は平成22年9月30日に当初契約がされ、平

とし、技術担当者会議（平成24年6月）で周知徹底し、チェック体制の強化を図った。

（主務課・室 土木建築部技術管理課）

出来形検査における事務処理については、チェック体制の強化により適正な執行を図ることとした。

また、出来形の確認により支払いを行う際には、工事内容の変更に応じた設計変更等、適切な事務処理を行うことについて、技術担当者会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 土木建築部技術管理課）

低入札価格調査において、判断基準額を下回った場合については、調査書類等の提出を求める必要がないよう「山口県低入札価格調査実施要領」を平成24年5月に改正し、調査手順を改善した。

競争入札審査会における技術評価点審査を行う際の取扱いについては、平成20年度に発出した通知内容に踏まえた手続きを徹底するよう、通知文書（平成24年5月）により事務所間の統一を図った。

措置済み

（主務課・室 土木建築部技術管理課）

本工事は市街地の狭小現場での河川改修工事で、通学路や生活道路への影響期間

措置済み

成23年3月25日が完成予定であった。

しかし、平成22年10月8日に工事の中止が決定され、平成23年3月25日まで中止されている。

中止の理由は先行工区の工事進捗の影響によるものであるが、先行工区も同一業者が受注している。

入札時の低入札価格調査時の資料を見ると、先行工区の進捗率は0%になっている。

なお、第2回の契約変更で、平成24年2月27日に完成予定日が変更されており、実際には工事進捗不可能であったものと思われる。

契約時期を先行させると工事の着手前に前払金の支払いを行うこととなり、県の資金効率を悪化させることとなるので適切な時期に契約を行う必要がある。

【意見】

(2) 監査結果等

ア 契約変更についての意見

平成22年3月18日の変更で交通誘導員を165人新たに計上したが、平成22年8月13日の変更で取り消している。虹ヶ丘第1工区で平成22年3月17日に契約変更で交通誘導員を150人(30人→180人)増加し、平成22年8月13日の変更でさらに213人(180人→393人)増やしているが第2工区での変更による増加は必要なかったのではないかと考えられることから、当初設計については十分な調査検討を行い設計するよう心がける必要がある。

【意見】

(3) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

(ア) 周南土木建築事務所では全体的に予定価格決定起案書の起案日・決裁日等の記載漏れが散見された。(事務所全体)

(イ) 工事完成通知、工事検査調書等の完成時の資料が整理されておらず、また、往査日現在、所在不明で確認できなかった。

書類の整理等は行政に於いては基本中の基本であることから、再度、職員に徹底を図り、書類の整理に努める必要があるものとする。

(ウ) 工事台帳の記載不備が散見された。(例えば工事

を最小限とするため、当該工区は先行工区と施工ヤードの共有や工程調整を行いながら並行作業で工事を進める意図を持って、ほぼ同時期に発注した。

しかし、契約後に施工者及び関係機関と協議した結果、通学路等の安全確保を最優先し、先行工区から順に施工せざるを得なくなった。

発注に当たっては、適切な時期となるよう、年度当初の発注計画策定時から関係機関との調整を綿密に行い、工区設定や発注時期を適切に管理することについて、技術担当者会議(平成24年2月)で周知徹底を図った。

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

本工事は同一区間の改良工事を1工区、舗装工事を2工区として発注したもので、当初は主要工区である1工区のみ交通誘導員を計上していたが、施工業者決定後に双方の工程調整を基に関係機関と協議した結果、それぞれの工区に誘導員を変更計上した。

しかし、施工箇所が近接した交差点間で施工時期も重複し、交通誘導を同一業者が一体的に行うことがより安全であるため、再度関係機関と協議し、2工区の計上を取り止め、1工区にまとめて計上した。

当初設計に当たっては、発注計画策定期間から関係機関との調整を綿密に行い、必要な安全対策を十分検討した上で発注することについて、技術担当者会議(平成24年2月)で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

起案書の作成に当たっては、所要事項を確実に正確に記載するとともに、相互に確認するよう、工事事務担当者に対し、所内会議(平成24年1月)で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

工事関係資料については、必要な時に速やかに利用できるよう、平素から書類整理に努めるよう、工事事務担当者に対し、所内会議(平成24年1月)で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

<p>変更の記載がない、中間検査の記載がない等) また、工事設計変更書に日付がないものが散見された。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>工事台帳の整理に当たっては、所要事項を確実かつ正確に記載するとともに、相互に確認するよう、工事事務担当者に対し、所内会議（平成24年1月）で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 入札の透明性についての意見 指名競争入札において、特定の者の決定にあたり、それが一部の者に固定化し偏重する弊害がないとは言えないため、審査会において、指名した事情や経緯等を明らかにしておくべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>（主務課・室 土木建築部技術管理課） 指名理由については、これまでも審査会資料とは別様に整理、記録していたが、今回の意見を踏まえ、平成23年9月から審査会資料にも選定理由等を簡潔に記載するよう取扱を改善した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>1.2 防府土木建築事務所</p>		
<p>(1) 監査結果等</p>		
<p>ア 設計変更及び契約変更についての意見 事務所の説明によると、当工事は、急傾斜地崩壊対策施設を施工する工事であり、事業促進が特に要求される。このため、1回目の変更契約は、入札差金が発生したためこれを原資とし、事業促進のための増額契約をしたものである。 2回目の変更契約は、別工区の法面工事（当事業の第3工区）箇所に変状が生じ、優先的に法面工を施工する必要が生じたため、当工区と第3工区で施工内容を調整し、減額変更契約したものである。 しかし、変更理由が単に施工延長とされており、増額理由及び減額理由がそれぞれ明瞭に分かるように記載する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>（主務課・室 土木建築部技術管理課） 設計変更により金額に変更が生じた場合は、その理由を明瞭に記載することについて、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 監査結果等</p>		
<p>ア 予算の執行についての意見 予算の内示を受け、変更契約により新三谷橋の補修工事を行ったが、予算に不足をきたしたので、同事務所の判断で別の内示予算（生雲橋 桁補修）から箇所間の調整を行っている。その上で、工事内容の変更を行って予算金額との整合性を図っている。 予算執行の手続が曖昧であり、予算執行の手続の明確化・透明化を図る必要があるものとする。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>（主務課・室 土木建築部技術管理課） 予算内示と予算執行の整合を図り、予算の過不足が発生する場合は予算計上課へ早急に協議を行うことについて、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 監査結果等</p>		
<p>ア 工期及び予算執行についての指摘 当該工事は予算に余裕が生じたため、急遽、年度末に発注している。 契約後、2回の変更契約を行っているが、そのうち、1回目の変更理由は「他工区との調整」である。 同事務所においては、この工区の目的は、継続工区について事業の進捗を図るためのものであるとしている。 この工事は、継続工区について事業の進捗を図るためのもので判断するが、安易な落札差金を活用しての工事の執行は無駄な支出を生み出す可能性を持っているので、厳に慎む必要がある。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部技術管理課） 工事の発注に当たっては、計画的な発注と、適切な工期設定に努めることについて、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>

【指 摘】

イ 事務処理上の問題についての意見

特別仕様書では工事着手の際、遅くとも2週間前までに工事内容、工程等について地元自治会に書面にて通知することになっているが、実施された内容の記録が残っていないので、その記録を残す必要がある。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
特記仕様書で規定された事項について、実施内容等を記録に残すことについて、技術担当者会議(平成24年4月)及び所内会議(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

(4) 監査結果等

ア 工期及び契約変更(時期の問題)についての意見

第1回の変更契約時(平成21年3月26日)において、既に耐候性鋼材のさび止め安定化処理の中止を業者に指示していたが、この第1回変更契約時には工期の延長のみを行い、設計変更の部分については第2回目の変更契約としている。

設計内容に変更が生じる場合には、その発生毎に変更の契約を締結することとし、その発生が多くまた多岐にわたる場合においても設計内容に変更が生じた年度に変更契約の締結を行うこととする必要がある。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
変更契約は、その事由が発生した内容と予算執行年度との整合性を図る必要があるため、設計変更の対象となるものは、当該年度内に設計変更を行い、変更契約の締結を行うことについて、技術担当者会議(平成24年4月)及び所内会議(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

(5) 監査結果等

ア 設計変更についての意見

「現地調査の結果、鋼管杭の打設方法の変更」が第1回変更でなされ、第2回変更でも同様理由で変更がなされている。また、同一工事が同じ理由で設計変更されている。

当初設計においては、諸状況を勘案して最適かつ効率的な工法を選択する必要がある。

また、請負契約において2回目から3回目の契約変更で減額された金額について、内示予算(事業費104百万円)が減額分余るはずであるが、結果的に全額執行となっている。

同事務所では事業促進の観点から予算を執行したとのことである。

これについては、事業の促進と考えるが、必要性に乏しい工事の発注は厳に慎む必要があると考える。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
当初設計の際に、より一層の十分な調査、検討を行い設計することとし、技術担当者会議(平成24年4月)及び所内会議(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

イ 入札の透明性(1者入札の問題)についての意見

指名業者8社のうち、7社は指名辞退となっているため事実上は1者入札となっている。

現在、県では入札に際し、複数の業者が入札辞退を行ったことのみをもって一律に談合を疑う根拠とはなり得ないとしていることから、業者の辞退理由を求める等、応札辞退の制限を行っていない。

この事案のような指名入札における他者辞退の結果、1者入札となったケースがたびたび発生するようであれば、指名業者の選定範囲を拡げる等について検討をする必要がある。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
指名辞退による1者入札は、平成23年度は3件(全指名競争入札の0.7%)しか発生しておらず、制度を変更する必要はないと考えているが、同様のケースが続く場合には、業者選定範囲の拡大等を行うこととする。

措置済み

(6) 監査結果等

ア 工期についての指摘

工期内に完成しないこと等から契約期間を延伸し、繰越手続を行っているが、工事規模に対して、当初契約では工期を2日として設定していること自体が不自然である。わずか2日で完成させられるような工事ではないことは明白であり、年度内に契約締結することにより、国体行事等に間に合わせることを目的であったと考えられる。

年度内工期となる公告を付さざるを得ず、繰越明許費の議決を得た後、本来必要な工期への変更契約を行っているとのことである。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

【指摘】

イ 予算執行の問題についての指摘

駐車場の標識（サイン看板）等の追加工事が契約変更で行われているが、当初起工段階で織り込むべき内容のものと思われる追加工事の内容であり、臨時的なやむを得ない追加工事とは性質が異なるものと考えられる。

国体行事等に間に合わせるために追加した工事であるが、このような落札差金を活用しての工事の進捗は、真に継続工区について事業の進捗を図るためのもの以外行うべきではなく、予算消化のためと見られるような安易な追加工事は厳に慎むべきと考える。

【指摘】

(7) 監査結果等

ア 工期についての指摘

1億円を超える工事を3月30日と31日の2日間で完成するという不可解な工期設定であるが、31日付で、請負業者が工事延長申請を提出している。

あたかも、請負業者に責任を転嫁させた印象を受けるが、そもそも、このような起工に問題があると考えられる。

県議会の繰越明許費の議決を経ていないため、一旦、年度内工期となる公告を付さざるを得ず、繰越明許費の議決を経た後、本来必要な工期へ変更契約を行っている。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、繰越明許費の手続き等を行うこととし、通知文書（平成24年5月）及び繰越事務説明会（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

当初設計の際に、より一層十分な調査検討を行い設計することとし、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、繰越明許費の手続き等を行うこととし、通知文書（平成24年5月）及び繰越事務説明会（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

【指 摘】

イ 契約変更についての意見

(ア) この工事内容の一つである巨石運搬工について0.4トﾝ～0.8トﾝ程度の数量について変更はないが、1.0トﾝ超の石については、250個から294個へと大幅に変更している。

当初設計の段階で把握できなかったのか、また、どのような把握の方法がとられたのか疑問である。

設計に当たっては、無駄等を省くためにも十分な調査、チェックが必要である。

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
当初設計の際に、より一層十分な調査検討を行い設計することとし、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

(イ) 安全費として、「交通安全誘導員B」は当初設計では15人であったが、変更設計で44人と大幅に増やしている。このような増加についてきちんと説明できる記録を残す必要がある。

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
設計変更が生じた場合には、その理由を明瞭に記載することとし、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

(ウ) 第3回の変更契約（最終）は平成23年2月10日付けで締結しているが、この変更契約に係る「工事変更設計書」は平成23年2月16日に起案されている。

この変更設計の理由の中で主な変更理由が5つ掲げられているが、その一つに「計画地内支障物件の移転に時間を要したこと、また、残工事内容・工程を勘案し、工期末を平成23年2月末（28日）まで延伸したい。」とあるが、この起案をする6日前の2月10日には、既に「工事完成通知書」が提出されている。

また、工事変更設計書を起案した翌日には、工事の目的物の引き渡しを受けた旨の通知（引取証）をしている。

同事務所からは、工事変更設計書の起案日の誤記入との回答を受けたが、正確な事務処理に心がける必要がある。

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
正確な事務処理を行うよう、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

【意 見】

(8) 監査結果等

ア 契約変更・設計変更についての意見

工事費用の増額変更について以下のような理由が掲げられていた。

- ・ 他工区で施工できなくなった工事を当工区で追加施工した（増額理由）。
- ・ 施工箇所水道管があり、水道局との協議の結果、仮移設・復旧工事を追加したい（増額理由）。
- ・ 騒音・防塵対策のための仮設ネットを施工したい（増額理由）。

上記のような要因で変更契約が繰り返されているが、本当に起工時点で判断できない偶発的でやむを得ない事象だったかどうか疑問である。

このような「他工区で施工できなくなった工事を当工区で追加施工した」等の理由による安易な契約変更・設計変更は行うべきではないものとする。

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
工事の発注に当たっては、計画的な発注と、適切な工期設定に努めることとし、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

【意見】

イ 工期についての意見

当初契約時点では工期は66日（公示上は4か月）とされており、結果的に工期が433日要したことを見ると予算化の時点で精緻化させる必要があったものと考えられる。4か月程度は要するとした上での積算予定価格であるとするならば、工期が66日の契約に対して54百万円の請負価額は適正値であったのか否かも不透明である。さらに他工区で実施できなくなった工事を安易に当工区で実施することを認めるべきかどうか疑問である。

工事の発注に当たっては、計画的な発注と、適切な工期設定に努める必要がある。

やむを得ず年度末近くになり発注となった工事にあつては、債務負担行為に基づく手続等を活用するものとし、予算消化のための年度末近くの工事発注は厳に慎む必要があるものとする。

【意見】

(9) 監査結果等

ア 契約変更（変更理由の明確化）についての意見

工期延長申請書の注記には「延長理由は、詳細に記入する事」とある。

この工事に関する申請書には、「関連する他の工事との調整のため」と簡単な記載があるが、他の工事とはどの工事を指しているのか記録として残されていない。

また、当初の設計段階では施工を予定していたガードレール工事、立ち入り防止柵工事を不施工とするなどの理由で設計変更が行われている。

地下工事など実際に工事を実施してみないと不明な場合はともかく、地上の工事であることから、事前に適正な現地精査を行うなど起工設計の精度をもっと上げる必要がある。

また、設計数量の変更があっても、契約金額の変更にならない場合がある（31工区最終変更）が、このような特殊な場合には、その理由を明記する必要があるものとする。

【意見】

(10) 監査結果等

ア 事務処理上の問題についての指摘

(ア) 入札参加予定者一覧及び総合評価入札方式に関する評価調書に作成日が記載されていない。作成日は明記しておく必要がある。

(イ) 契約に伴い請負者から提出される「説明書」「法第13条等に基づく書面」等に、提出日が未記入の書類が殆どである。

記入等について指導が必要である。

（主務課・室 土木建築部技術管理課）

特に年度末近くでの工事発注に当たっては、計画的な発注と、適切な工期設定に努めることとし、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 土木建築部技術管理課）

工期延長申請書には、理由を詳細に記入するよう業者に指導すると共に、設計変更を行う際には、その必要性を十分検討し、明確な理由を整理・記録することとし、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 土木建築部技術管理課）

作成日は適切に記載することとし、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 土木建築部技術管理課）

提出日の記入については書類提出の都度、業者に指導を行い、未記入の場合はその場で記入させることとし、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。

措置済み

(ウ)「工事変更設計書」及び「工事請負変更契約書」は6月28日付けで起案されているが、前日の27日には請負業者から「工事完成届」が提出されている。
 なお、同事務所によると契約日は6月14日であり、起案日の記入を誤っていたとのことであったが、日付は後日検証等を行ううえからも重要な情報であり、事務処理については十分注意する必要がある。

【指摘】

イ 変更契約についての意見

(ア) 工事変更設計の変更理由で、「他工区との調整及び現地測量の結果により、掘削土量を増やし、盛土工を追加したい。」とのみ記載されているが、変更の内容を見ると、掘削工が3,700 m³から8,900 m³と倍以上増加しており、盛土工は起工設計にはなく、1,430 m³が新たに発生したものである。請負金額も20%以上も増加(13,849,000円増)している。

これだけの変更にもかかわらず、簡単な理由で処理しているが、変更理由の記載方法等について、検討する必要がある。

(イ) 進捗状況調査で「進捗の調査をしたところ、要件を具備している。」と記載されているだけであるが、具体的な内容の記録を残すことの検討が必要である。

【意見】

ウ 工期についての指摘

主要県道山口宇部線単独道路改良工事第48工区(擁壁工)は、平成23年3月23日に着工し、同年3月31日に完成という施工不可能な予定工期を設定し、一般競争入札に付している。

このような本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。(全庁共通事項)

【指摘】

(11) 監査結果等

ア 工期についての指摘

(ア) 工期を約1年延伸する理由として、「想定以上の木屑等が発生したため、分別再生工を増やしたい。また、関係機関との調整により工期を延伸したい。」との理由が記録として残っているが、主な変更内容(変更概要)に記載されている項目は、

- ・ 篩分・調整(廃棄物混入量調整)工 35,200 m³ → 変更なし
- ・ 再生土砂運搬工 35,200 m³ → 変更なし
- ・ 分別再生工 2,110 m³ → 2,140 m³
(30 m³増)
- ・ 交通指導員 114人 → 変更なし

であり、30 m³の増加で、なぜ1年間の延長期間が必要であるかの理由が不明である。「変更理由に記載

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
 事務処理に十分注意を払い、正確な事務処理を行うこととし、技術担当者会議(平成24年4月)及び所内会議(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
 設計変更を行う際には、その必要性を十分検討し、明確な理由を整理・記録することとし、技術担当者会議(平成24年4月)及び所内会議(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
 具体的な確認状況を記載することとし、技術担当者会議(平成24年4月)及び所内会議(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
 やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、繰越明許費の手続き等を行うこととし、通知文書(平成24年5月)及び繰越事務説明会(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
 やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、繰越明許費の手続き等を行うこととし、通知文書(平成24年5月)及び繰越事務説明会(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

した分別再生工 30 m³増は金額増の理由であり、工期延伸とは関連しないし、延伸は関係機関との調整に期間を要したためである。」との説明であったが1年の繰越理由は不明確・不適切と考える。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程をし速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

【指摘】

(イ) 設計変更についての意見

平成22年11月22日付けで、工事変更設計が起案されているが、その変更内容は、

- ・ 請負金額
85,323,000円→100,409,400円(15,086,400円増)であり、請負金額を約18%増額したものである。主たる変更内容(変更概要)では、
- ・ 篩分・調整(廃棄物混入量調整)工
35,200 m³ → 32,800 m³ (2,400 m³ 減)
- ・ 再生土砂運搬工
35,200 m³ → 32,500 m³ (2,700 m³ 減)
- ・ 分別再生工
2,140 m³ → 270 m³ (1,870 m³ 減)
- ・ 土砂運搬工
— → 3,870 m³ (皆増)
- ・ 転石運搬工
— → 2,000 m³ (皆増)

となっている。

土砂の運搬工や転石の運搬工が新たに計上されているが、この経緯等についての記録を残しておく必要がある。

【意見】

イ 入札の透明性についての意見

当該工事(A工事)ともう一か所(B工事)の二つの工事において、同じ7社の業者を指名し競争入札としているが、7社のうち1社は両工事とも辞退している。また、6社のうち、3社がA工事に応札し3社は辞退している。

B工事については、A工事に参加した3社は辞退し、A工事を辞退した3社が応札している。

同事務所の説明では、「入札に際し業者が辞退を行うことの原因を求めるなどの応札辞退の制限を求めおらず、複数の業者が辞退を行ったことをもって一律談合を疑う取扱いには行っていない。」とのことであり、疑うに足る事実があると認められる場合は、必要に応じて公正取引委員会へ報告することとなっているとのことである。

この事案のような、きれいに割り振られたような指名入札のケースがたびたび発生するようであれば、指

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

変更設計については、内容等を十分検討を行い、その経緯等について記録に残すこととし、技術担当者会議(平成24年4月)及び所内会議(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

極めて稀なケースであり、制度を変更する必要はないと考えているが、同様のケースが続く場合には、業者選定範囲の拡大等を行うこととする。

措置済み

名業者選定の範囲の拡大について検討を行う必要がある。

【意見】

(12) 監査結果等

ア 設計変更についての意見

既設砂防ダムの堆積土砂を浚渫し、砂防ダムとしての機能を回復させるため、「砂防等維持管理運営費(砂防) 工事第1工区」を計画(起工額約 61,000 千円)し、指名競争入札により、A社が落札した。

契約上の浚渫土砂は 28,100 m³である。

浚渫工事は、約 1,000 m³の浚渫をした時点で、漁協から浚渫時期の問題等の申し入れにより一時中断となった。

しかし、下流には新たに砂防堰堤を建設しており、浚渫工事のみ中断させることは不可解である。こういった事情については、記録として残しておく必要があるものと考ええる。

さらに、同事務所は、このまま浚渫工事を中断させ、その余った費用と浚渫請負業者を、前述の砂防堰堤の建設工事に変更工事として行っている。浚渫などの維持管理を目的とした費用をそのまま、堰堤新規建設工事に変更で持つて行くことの不自然さについて、同事務所は「何ら問題はない。」とのことであるが、このようなケースで問題がないのであれば、わざわざ使用目的で予算を分ける必要もないし、建設工事であれば、変更で当初の目的を変えることも可能である。

また、浚渫工事を完成させる目的で、約 40%の前払金が支払われているが、同事務所は「同一の工事種別、且つ、両者合意の上での変更契約であれば、契約の正当性に影響はなく、支払い自体に影響を及ぼすものではない。」との見解である。しかし、管理を目的とした前払金で準備するものと建設のために準備するものとは大きな違いがあり、使用目的の問題が発生している。

新規に堰堤を立ち上げる建設事業と既設の堰堤の機能維持(回復)を目的とした維持管理事業では、使用目的が違うことから、安易な予算の執行は厳に慎むべきである。

【意見】

(13) その他の監査結果

ア 工期についての指摘

第1回契約変更時に工期の変更も併せて実施されているが、工期が当初 52 日であったものが 210 日に延伸されている。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

【指摘】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

設計変更を行う際には、その必要性を十分検討し、明確な理由を整理・記録することとし、技術担当者会議(平成 24 年 4 月)及び所内会議(平成 24 年 6 月)で周知徹底を図った。

当初予定していた浚渫工事は、下流のえん堤工事と同じく、平成 21 年 7 月 21 日の中国・九州北部豪雨によって堆積した不安定土砂の流下による再度災害を防止することを目的とした工事であり、この工事費は、通常の砂防等維持管理費とは異なり、未曾有の災害に対する豪雨災害対策関連事業として緊急に計上された補正予算であることから、砂防えん堤のコンクリート打設工を実施することについては問題ないと考ええる。

しかしながら、今後、このように工事内容の大幅な変更を伴う予算流用の場合は、担当事業課と協議のうえ、工事内容の十分な精査を行うことについても、再度徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、繰越明許費の手続き等を行うこととし、通知文書(平成 24 年 5 月)及び繰越事務説明会(平成 24 年 6 月)で周知徹底を図った。

措置済み

イ 履行の確保（中間検査の時期の妥当性等）についての意見	（主務課・室 土木建築部技術管理課） 山口県土木工事検査技術基準及び平成19年8月31日付け「中間検査の取り扱いについて」の通達に基づいた検査を行うよう、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。	措置済み
中間検査の実施日が平成22年2月24日であり、完成日は同年4月9日（着工は平成21年8月5日）となっている。中間検査は必ずしも工期の半分で実施する必要はないが、完成間近での中間検査の時期の適切性については検討する必要がある。	【意見】	
ウ 設計変更（変更理由）についての意見 全体的に、工事の変更理由が不明確である。理由は明確に表現し、記録として残す必要がある。	（主務課・室 土木建築部技術管理課） 設計変更により金額に変更が生じた場合には、その理由を明瞭に記載することとし、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。	措置済み
【意見】		
エ 事務処理上の問題についての意見 （ア）護岸工は前年度実施すべき工事であり、本年度の施工予定には当初から計画されていない。	（主務課・室 土木建築部技術管理課） 計画的な工事の発注に努めて行くこととし、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。	措置済み
しかしながら、本年度工事の起工の段階（平成22年5月12日起案）では、このことは分かっていたはずであり、新たな工区の工事として起工されるべきものであると考えられる。		
（イ）工期延長申請書が、工事完了日の前日に提出され、同日付で承認されているが、申請工期を妥当と判断した理由について、判断資料等を添付するとともに記録として残しておく必要があるものとする。	（主務課・室 土木建築部技術管理課） 延長申請された工期の妥当性について判断できる資料等については、記録として残しておくこととし、技術担当者会議（平成24年4月）及び所内会議（平成24年6月）で周知徹底を図った。	措置済み
（ウ）工事検査復命書において、「指示項目及び所見欄」の記載内容を裏付けるため写真等の添付が行われていなかったため、添付する必要がある。	（主務課・室 土木建築部技術管理課） 工事検査復命書において、記載内容の裏付けが必要である場合には、その資料を添付することとし、技術担当者会議（平成24年4月）において工事検査を担当する職員に周知した。	措置済み
【意見】		
13 宇部土木建築事務所		
（1）監査結果等		
ア 工期についての意見 工期が2回延長されている。当初は、平成22年6月30日から平成23年3月31日までの274日間であったが、最終的には、平成23年10月28日までの485日間となっており、結果的に必要な工期設定がなされていないと言わざるを得ない。	（主務課・室 土木建築部技術管理課） 今後は、所定の工期内で業務が完了できるよう、適切な発注及び契約を行うこととし、通知文書（平成24年5月）の所内回覧により周知徹底を図った。	措置済み
当業務については、平成23年度にわたることも予め想定し、予算上の手続（債務負担行為にもとづく手続等）を行い、実態に合う業務処理を行う必要がある。	【意見】	

(2) 監査結果等

ア 事務処理上の問題についての指摘

当業務を実施する業者には、従事者各々に対し、道路パトロール員であることを証明する「証明書」(写真、業者名、氏名、連絡先、発行日)に土木建築事務所長印を押印して発行している。押印するための伺があるが、起案日は平成 22 年 4 月 9 日、処理期限は平成 22 年 4 月 16 日となっている。しかし、業務は平成 22 年 4 月 1 日が着手日であり、身分証発行手続の時期が業務の着手後となっている。

発行時期について注意する必要がある。

また、当該「証明書」は、業務期間終了後回収は行っておらず、さらに、「証明書」には有効期限の記載もない。

身分証明書であり、期限を記載すること、業務終了後には回収することが必要である。

【指摘】

(主務課・室 土木建築部道路整備課)
業務の着手日までに、「証明書」を発行できるように、迅速に決裁手続をとることとし、指摘後直ちに総務事務担当者に周知した。

また、平成 24 年度の業務から、「証明書」に有効期限を記載した。

既に終了した業務の「証明書」を回収するとともに、今後、業務の終了時に「証明書」を回収することについて、指摘後直ちに総務事務担当者に周知した。

措置済み

(3) 監査結果等

ア 随意契約についての意見

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による(緊急の必要により競争入札に付することができないとき) 随意契約である。

しかし、委託期間は、緊急性があるということで随意契約としているにもかかわらず、委託期間を 3 か月も延伸している。

このことから、本当に緊急性があったのか疑問である。緊急性があるのかどうか慎重な検討を行う必要がある。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

本業務は、地すべりの災害復旧に伴うものであり、直ちに地盤の動態観測を行い、対策工法を選定し、着工しなければ被害が拡大する可能性があったことから、随意契約とした。契約後、速やかに観測機器を設置したが、地すべりの明瞭な挙動が観測できず、不測の日数を要することとなった。

緊急性については、今後も様々な角度から十分慎重に検討し、判断することについて、指摘後直ちに関係職員に周知した。

措置済み

(4) 監査結果等

ア 入札の透明性についての意見

基層工のうち開粒度アスコン (13) 仕上げ厚 5 cm プライムコート PK-3 は不必要な工事のため当初の予定価格の積算において 3,489,119 円過大となっている。

過大分については変更設計により減額しているが、積算については、設計審査の段階で十分なチェックを行うよう努める必要がある。

また、入札参加業者 7 社のうち 6 社が入札失格となっている(紙入札によるもの 1 社、低入札によるもの 1 社、内訳書違算によるもの 4 社)。

このうち内訳書違算によるものは全ての業者が同じ個所の違算のため失格となっている。

この工事の工事費内訳書の様式が誤りやすいものとなっていたことが理由と思われる。

発注図書に添付する工事費内訳書は、わかりやすい積算ツリーとする必要があるものと考える。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

平成 24 年度から、宇部土木建築事務所の所内規定により、当初設計の設計審査時点で、各役職がチェック項目を決めて、重点的にチェックする体制にしている。

なお、積算ツリーについてもチェック項目の一つとして審査している。

措置済み

(5) 監査結果等

ア 契約変更（変更理由の明確化）についての意見

次年度繰越の経路を経て、工期の延長を行っている。しかしながら、第1回目の変更理由である「法面取壊し工事」は、すでに平成23年1月に実施されており、あと付けの変更理由と考えられる。

また、第2回目の変更理由である書類の整備等についても第1回目の変更理由に符号をあわせたものと思われる。

変更理由と実態が乖離しており、実態にあった変更理由を記載する必要があると考える。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

1回目の変更は法面工法変更打合せと同時に進められていたが、設計変更の経路が行えず、結果、工事打合せ簿を交換し、後日、変更処理を行うこととなった。

2回目の変更理由については、繰り越し経路に寄る要素が大きく、このような結果となった。

今後はこのようなことにならないよう、工法変更時に変更契約が必要であるかどうかのチェックを行うこととし、所内会議（平成24年1月）で周知徹底を図った。

また、設計図書チェックシートの改正（平成24年2月）を行った。

措置済み

(6) 監査結果等

ア 入札の透明性（業務委託の低入札）についての意見

本件委託業務では、予定価格26百万円に対して、落札額9.9百万円という状況（落札率40%未満）であり、県の規定どおり低入札価格調査は実施されている。一方で、業務委託については土木工事と異なり、判断基準価額が設定されていない。

このことから、極端に低い契約金額であっても、調査内容で問題ないと判断されれば契約締結に至るが、調査が不十分な場合には、契約内容が充足されないリスクを県が負うことになる。

本件の業務委託の場合、上記のとおり落札率が4割を切るような結果となっている。そもそも予定価格は応札を行う指名業者から見積り提示を受け、その異常値排除後の平均値を積み上げた金額となっていることからすると、実際の落札率が4割を切ることは通常では考え難いことである。

このため、県では平成23年7月の「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査（試行）要領」の改正により、低入札価格調査制度の強化策として、応札額が調査基準価格を下回る場合は、新たに管理技術者の専任配置及び第三者による照査を新たに義務付けることとしている。

今後、この強化策の結果を注視し、必要があると判断される場合には、業務委託における低入札価格調査について、判断基準価額の設定が必要と考える。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

業務委託については、平成23年7月の強化策導入から1年以上を経過した平成24年9月、導入前後の低入札発生状況及び落札状況等を基に、判断基準額を設定する必要性について検討を行った。

その結果、強化策導入により、品質の低下が懸念される低価格で契約に至るものはすべて排除されており、ダンピング防止対策として十分な効果が発揮されていることから、判断基準額を設定する必要性は生じていないと判断した。

措置済み

(7) 監査結果等

ア 設計金額についての意見

前年度工事で使用した積算単価を新年度の工事に使用しているケースがあるが、この見積単価の有効期限は平成22年6月30日までと明記されている。

当該工事の場合、起工月日は6月24日と期限切れ寸前であるが、指名通知日は期限切れ当日の6月30日である。入札締め切りは、期限切れの7月14日である。

見積単価の有効期限は、物価の変動等を考慮して定

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

指摘内容について直ちに所内周知を図り、見積徴取を行った際には、有効期限内の早めの執行を行うこととした。

措置済み

めていると考えられるが、県の規定上は問題ないとのことである。

指名業者が積算を始める時期は、使用期限が切れた後であることを考えると、このようなケースでは、新たな見積単価を採用した上での設計をすべきではないかと考える。

【意見】

(8) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

地域住民との交渉や関係機関等との協議などについては、重要と思われるものは担当者が内容等について整理のうえ供覧し、各自で保存しているとのことであるが、情報の共有や他の公示の参考とし活用するためにも、所や班単位で保管し、いつでも見られる状態にしておくようなシステムを検討する必要があるものと考ええる。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

指摘後直ちに、所又は班単位で共有すべき情報については、共有フォルダに保存して、職員がいつでも見られる状態にした。

措置済み

1.4 下関土木建築事務所

(1) 監査結果等

ア 随意契約についての意見

当該業務は、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査及び資料整理業務であり第2号随意契約（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）となっている。単独随意契約とした理由としては、「当該調査を行うことが出来る機関は、(財) 山口県ひとづくり財団（山口県埋蔵文化財センター）以外にないことから随意契約としたい。」としている。

しかし、理由書にこの記載があるのみで、この業務を実施できる機関が他にないことを調査した結果の記載及び資料等を保存しておく必要がある。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

監理課通達「公共工事における文化財の取扱い」の中で、「埋蔵文化財の調査業務委託については、(財) 山口県教育財団（現(財) 山口県ひとづくり財団）と随意契約とする。」とされている。本件は、当該通達に基づき随意契約を行っており、理由書に通達を添付することとした。

措置済み

(2) 監査結果等

ア 工期についての指摘

当初の工事請負契約は平成 22 年 9 月 7 日付で締結し、請負代金は 119,204,510 円（消費税込）であり、工期は工事着手期日平成 22 年 9 月 7 日、完成期日平成 23 年 3 月 25 日となっている。その後、最初の「工事変更設計書」（平成 23 年 3 月 22 日）及び「工事請負変更契約の締結について」（起案日は平成 23 年 3 月 24 日であり、決裁日は未記入）により平成 23 年 3 月 24 日付で「工事請負変更契約書」を締結している。

変更後の契約では、請負金額は 160,804,350 円であり、完成期日は平成 24 年 1 月 31 日となっている。さらに、2回目の「工事変更設計書」（平成 23 年 6 月 29 日）及び「工事請負変更契約の締結について」（起案日は平成 23 年 6 月 29 日であり、決裁日は未記入）により、工事請負変更契約を締結している。

変更後の契約では、設計変更のみで、請負金額に変

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、繰越明許費の手続き等を行うこととし、通知文書（平成 24 年 5 月）及び繰越事務説明会（平成 24 年 6 月）で周知徹底を図った。

措置済み

更はなく、また完成期日も変更はない。当該砂防工事においては、当初契約の工期200日間が変更後では512日間となっており、最初の契約の完成期日は平成23年3月25日で予算単年度主義の制約から、一旦、年度内工期としたものである。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経て、入札公告すべきである。

【指摘】

(3) 監査結果等

ア 積算単価（随意契約における予定単価の決定）についての意見

当該業務委託は、地すべりに起因する道路災害の復旧を緊急に行う必要があることから、地すべり解析業務に精通し、かつ、緊急的対応が可能なコンサルタント1社を抽出し、その相手方と随意契約を締結している。

当該業務の予定価格算出にあたっては、事前に相手方から、調査の内容を含めた参考見積を徴収し、これを基に県の設計歩掛・設計単価に置き換えて積算を行っているが、伸縮計（センサー）の設置に係る経費については、その特殊性及び複数の他業者からこの見積を徴収した場合、相当日数の時間的ロスが生じること、また少額であることなどをも勘案して、その見積価格を採用している。

そのうえで、契約金額については、上記予定価格の算出後に、契約に係る見積書の提出依頼を行い、その見積額が予定価格の範囲内であることから、正式に委託契約を締結している。

単独随意契約の場合の参考見積の徴収について、その取扱いを明確にする必要がある。

【意見】

イ 事務処理上の問題（随意契約）についての意見

当該委託契約は7月27日に当初契約を行っている。指名審査会は契約日当日の7月27日に開催されていたが、7月22日には随意契約者が既に決定されており（起案文書で確認）、同日、随意契約先に対し見積書の提出依頼をし、翌日の23日に設計図書の配布を行っている。

指名審査会で決定してから、随意契約者を選定する起案、随意契約先に対する通知、という本来の事務処理手順を逸脱している。

このことについて同事務所では、随意契約の相手方については、災害発生直後、競争入札審査委員による所内協議を行い決定し、契約事務手続を進めたが、幾多の豪雨災害対応により、正式な審査資料による審査会の開催が遅れてしまったとのことである。

しかしながら、緊急を要する場合の対応は当然県で決められていると考えられることから、所内協議の記録を残しておくなど、ルールに沿った後処理が必要である。

【意見】

（主務課・室 土木建築部技術管理課）
緊急時の見積り徴収においても、競争入札審査会により見積依頼業者を決定することについて、周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 土木建築部技術管理課）
緊急時の指名に係る対応は、「緊急時における指名審査について（下関土木建築事務所）」において、競争入札審査会を開催できない場合であっても、所内協議により業者の選定を行うよう規定している。

今回のケースのように災害対応で業務が輻輳するような場合についても、所内協議の記録は必ず保存するよう、平成24年4月、所内規定に明記し徹底を図った。

措置済み

(4) 監査結果等

ア 入札の透明性（指名業者選定の独自ルール）についての意見

指名審査会における指名業者の選定について、同事務所において予定価格を大きく下回った業者について、複数回指名を回避する指名業者選定を行っていた。

これは競争入札審査会において、発注した業務が著しく低価格で落札された場合、成果品の品質確保の観点から、その受託者による業務が適正に履行されることが確認されるまでの期間、新たな業務の発注に際して、当該受託者を指名しないこととしたものである。

同事務所において明文化されたルールではないことから、入札の透明性を高めるため明文化しルールとする必要がある。

【意見】

(5) その他の監査結果

ア 設計変更（変更理由）についての意見

第2回目の変更設計書では減額となっているが、変更理由書には「災害対応」、また、変更概要には、「路面管理」等が追加となっており、減額の理由になっていない。他工区では、「災害対応」で増額変更になっており、他工区の理由をそのまま使ったものと思われる。

変更理由については十分な検討を行い、変更の必要性を明確にする必要がある。

【意見】

イ 積算単価（算出方法の統一）についての意見

契約変更に際しての変更単価の算出について、落札業者から見積を入手し、そのまま変更設計の変更単価として利用している。

県の規定では、原則として3社以上から見積を徴収し、異常値を除いた平均値で単価設定をする旨が定められている。

落札業者から見積書を入手してそのまま設計に利用するというのは単価自体が適切かどうか不明確といった恐れもあるので、決められたルール通りに処理すべきである。

【意見】

ウ 事務処理上の問題についての意見

(ア) 業者から提出される「施工管理資料」の表紙には「総括監督員」「主任監督員」「監督員」が押印する欄が設けられているが、今回の監査の対象とした工事5件のうち2件について「施工管理資料」の表紙を確認したところ2件とも押印されていなかったため、適正な施工管理を実施する必要がある。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

平成24年4月、予定価格を大きく下回った業者の複数回指名回避に係る所内方針を明文化し、関係職員に周知した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

変更理由の記入にあたっては、必要性を精査した上で適切な表現となるよう十分注意することとし、担当者会議（平成24年6月）において、文書により周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

積算にあたっては、規定に則した単価を用いて積算を行うこととし、担当者会議（平成24年6月）において、文書により周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

施工管理の適正な事務処理について、担当者会議（平成24年6月）において、文書により周知徹底を図った。

措置済み

15 萩土木建築事務所

(1) 監査結果等

ア コスト削減計画についての意見

コスト削減計画・実績報告を起工設計時に行っている。すなわち、コスト削減額の基礎となる「コスト削減施策別実績表」にて起工設計時点の金額にて集計・報告が行われ、変更設計が行われた場合の影響については報告するシステムとはなっていない。

これはコスト削減額の算定は、国の要領においては、工事コストの削減効果の算出を行う場合、工事の当初発注時点で推計することを基本とされていることから、本県においても、工事コストの削減効果の取りまとめを行う際は、コスト削減効果を発注年度単位で取りまとめていることによる。

しかしながら、当県のように変更設計・変更契約が多い場合には有意な数字を算出するためにも変更設計・変更契約を反映したものとする必要のあるものとする必要がある。

なお、平成 21 年度まで実施していた「公共工事コスト削減新行動計画」は一定の成果を得たとして、平成 22 年度からは、新たな視点でのコスト削減の取組として「公共事業コスト構造改善プログラム」を行うこととしている。

それゆえ、改善前と改善後では、コスト削減率を単純に比較できない状況となっている。有意な数字を算出するためには変更設計・変更契約を反映したものとする必要のある。

【意見】

イ 事務処理上の問題についての意見

中間、出来高、そして完成時と 3 回の工事検査を行っている。完成時の評価は前 2 回の評価を反映したものであるが、一部関連が不明なものがあるので関連付けた記載を行う必要がある。

また、工事検査調書の一部が鉛筆書きであるので、ボールペン等訂正の記録が残るようにする必要のある。

【意見】

(2) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

(ア) 平成 21 年 9 月 17 日に行われた落札候補者の入札参加資格事後審査を行った指名等審査会の資料を確認したところ、開催日の日付が漏れていたため適正な事務処理を行う必要がある。

(イ) 「入札参加者指名等について」や「予定価格の決定について」などの起案書において、決裁日付等の記入が行われていないので、適正な事務処理を行う必要がある。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

平成 24 年度から、コスト削減計画を策定するまでに行った大きな変更については、コスト削減実績に反映させるよう取扱を改善した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

内部のチェック体制を強化し、事務処理を適正に行うよう所内会議等（平成 24 年 4 月）で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

内部のチェック体制を強化し、事務処理を適正に行うよう所内会議等（平成 24 年 4 月）で周知徹底を図った。

措置済み

<p>イ 設計変更（変更理由の妥当性及び工期）についての意見</p>	<p>（主務課・室 土木建築部技術管理課） 変更理由を明確にし、記録として残すよう所内会議等（平成24年4月）で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>（ア）契約期間の変更理由について、単に業者からの「用地測量が年度内に完了しない」という申請書をもって是認しているが、なぜ完了しないかについての記載がなされていないので記録を残す必要がある。</p>		
<p>（イ）当初契約は平成23年3月10日であり、その後業者からは「測量が完成しないため」との理由により工期変更申請が行われた。 内示の時期等からやむを得ないタイミングであったと考えられるが、申請理由については具体性に欠ける。測量が完成しない要因分析及び分析結果に対する判断がなされたのかどうかも不明である。 変更理由（工期変更を含む）の妥当性等について判断した記録を残しておく必要がある。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部技術管理課） 変更理由を明確にし、記録として残すよう所内会議等（平成24年4月）で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>（ウ）（ア）及び（イ）の問題の背景には、予算単年度主義の制約から、一旦、年度内工期となる公告を付さざるを得ず、繰越明許費の議決を経た後、本来必要な工期への変更契約を行っている事情がある。やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を得て、入札公告等を行う必要がある。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部技術管理課） やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、繰越明許費の手続き等を行うこととし、通知文書（平成24年5月）及び繰越事務説明会（平成24年6月）で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>ウ 入札の透明性（指名業者の選定）についての意見 指名競争業者選定における判断経緯が不透明である。人的資源を継続的に確保できる業者を優先的に選定するとあるが、その判断根拠となる資料等が残っていないため客観的に判断できない。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部技術管理課） 平成24年4月、競争入札指名等審査会において、指名した事情や経緯等を明らかにし、審査会資料として残すことを再確認した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>エ 工期及び予算執行についての意見</p>	<p>（主務課・室 土木建築部技術管理課）</p>	<p>措置済み</p>
<p>（ア）変更契約額は、当初（調整後）契約額を13,722千円（約25%）も増加することになるが、新規の工区立てでなく、変更で施工しなければならない理由が不明確である。 工期の変更はなく、工期に余裕があるための措置であるなら、当初の工期設定に疑問が生じるし、当初から、工事終了日を3月31日と設定することの合理性もない（予定工期は2月の末日以前の日とするようにとの土木建築部長通達がある。）。 事業の進捗を図る必要性とともに、変更で措置しなければならない理由を記録として明確にしておく必要がある。</p>	<p>適正な工期設定に努め、また、変更設計の理由を明確にし、記録として残すよう所内会議等（平成24年4月）で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>（イ）工期の設定について、当初から工事終了日を3月31日と設定し、契約することの合理的な理由がない。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部技術管理課） 適正な工期設定に努めるよう所内会議等（平成24年4月）で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		

1.6 岩国港湾管理事務所

(1) 監査結果等

ア 設計変更 (30%以上) についての意見

3回の変更に伴い、最終変更金額は当初設計金額の30%を超過している。昭和50年1月16日土木建築部長通達の「設計変更の取扱いについて」では、設計変更は変更金額が元設計金額の30%以内の変更、または現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限るものとされている。

変更金額が元設計金額の30%を超えるもので当該工事と分離することが著しく困難な理由により、同じ工事としたものについて、その理由を一般的にわかりやすく記載する必要があるものと考える。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
変更設計金額が当初設計金額の30%を超える場合の「当該工事と分離することが著しく困難」である理由について、変更設計図書等において、一般的に分かりやすく記載することとし、所内会議等(平成24年5月)で周知徹底を図った。

措置済み

1.7 周南港湾管理事務所

(1) 監査結果等

ア 入札の透明性についての意見

当初別工区での実施と予定していた箇所をコンテナヤード利用者からの早期解放の強い要望があり、当該工事により前倒しで実施したものである。

これにより工事費は当初設計から29.89%増加している。一応30%以内に収まっているが別工区としていたものを一緒にしており、別工区とする目的の一つである受注機会の確保に逆行している。

また、入札参加業者8社のうち6社が判断基準額と同額での入札であった。

国及び他県の判断基準額の計算方法の動向や予定価格の事前公表及び事後公表の有効性を検証する必要があるものと考える。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
指摘後直ちに担当者全員を集め、設計変更の際には、受注機会の確保の観点も踏まえ、その妥当性について十分に検討する必要があることを周知徹底するとともに、事前に所内でその妥当性についてチェックすることとした。

措置済み

国及び他県の判断基準額の計算方法の動向や予定価格の事前公表及び事後公表の有効性を検証することについては、国から示された入札契約の適正化指針や他県の導入事例を参考とするとともに、予定価格の事後公表を試行する等、県として対応を行っている。

(2) その他の監査結果

ア 積算単価 (1社見積) についての意見

単価設定における見積入手先が1社となっている。

同事務所の説明では、特殊工法であり対応できるのは1社であるため、1社見積となったとのことである。

しかしながら、このような場合には、説明のような特殊事情を明記し、記録として残しておく必要があると考える。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
指摘後直ちに担当者全員を集め、見積単価を採用する際は、所内の審査会に諮ることにより記録として残すよう周知徹底を図った。

措置済み

イ 事務処理上の問題についての指摘及び意見

(ア) 平成22年11月26日の変更契約だが、電算への支出負担行為の登録は約2か後の平成23年1月25日に実行されていた。

支出負担行為は速やかな登録が望ましいと考える。

(イ) 変更の際に作成する変更理由書の「Ⅱ変更概要」に「元設計」と「変更設計」の両方を記載することになるが、「元設計」に当初設計を記載しているケースと前回の変更設計を記載しているケースがある。

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
指摘後直ちに、支出負担行為は速やかに行うよう、担当者への周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
指摘後直ちに担当者全員を集め、変更理由の記載にあたっては元設計の欄に直前の設計変更の内容を記載するよう周知徹底を図った。

措置済み

当該工事の2回目の設計変更では「元設計」に当初設計を記載しているが1回目変更設計を記載するのが正しい処理方法である。処理方法を誤っている。

【指摘】 【意見】

1 8 宇部港湾管理事務所

(1) 監査結果等

ア 入札の透明性（JVの事務処理）についての意見
入札参加業者を共同事業体にしたことについて、入札審査会の入札実施（案）の審査資料に技術的難易度を考慮した記述がないので記録を残す必要がある。
また、台帳の記載はすべて鉛筆書きであったので、訂正の記録が残るボールペン等で記載する必要がある。

【意見】

（主務課・室 土木建築部技術管理課）
指摘後直ちに、入札参加業者を共同事業体にした時には、入札審査会の入札実施（案）の審査資料に技術的難易度を考慮した記述を残すよう改めた。
また、工事台帳については、恒久的な記録が残る工事台帳を作成保存するよう、同じく直ちに改めた。

措置済み

(2) その他の監査結果等

ア 事務処理上の問題についての意見
前払金請求書に日付の記載がなされていない。
金額基準の上から本課契約であるため、契約日は本課で確定し、同事務所においては日付は入れられていないとのことであるが、契約を実際に行い契約日が確定した後に前払金請求書を提出する事務処理の流れを遵守すべきであると考え。
また、低入札価格調査資料の受領日が明確となっていない。3営業日以内に低入札価格調査資料を提出することになっており、このことが遵守されているかどうかを示すためにも受領日を明らかにすることが必要である。

【意見】

（主務課・室 土木建築部技術管理課）
指摘後直ちに、契約を実際に行い契約日が確定した後に前払金請求書を受領する事務処理の流れを遵守するよう、総務担当者へ徹底を図った。
また、低入札価格調査資料を受領した際には受領印を押印することについても、同じく総務担当者へ徹底を図った。

措置済み

1 9 宇部小野田湾岸道路建設事務所

(1) 監査結果等

ア 履行の確保（完成検査）についての意見
舗装を施工する床版面の仕上がりに設計書との誤差があり、結果的に289,800円の増額となっている。既設橋梁の完成検査について尋ねたところ、この誤差は許容範囲（平成20年度山口県土木工事施工管理基準）であり、合否判定に問題ないとのことであった。
この完成を受けて、次の工事を発注するのであるから、設計変更や現場条件の変更については、施工業者情報として蓄積する必要があると考え。

【意見】

（主務課・室 土木建築部技術管理課）
指摘後直ちに、設計変更の審査項目に「図面等が現場状況の変化に対応しているか」を追加した。これにより、許容範囲内の誤差であっても施工業者情報に蓄積し、その情報が次に発注する工事に反映することとし、所内会議（平成23年9月）で周知徹底を図った。

措置済み

イ 入札の透明性についての意見

（ア）入札参加資格確認申請にあたり、提出すべき書類の提出期限は厳格に規定されているが、申請書に記載された提出年月日が締め切り日の翌日となっているものがあつた。同事務所の説明によると業者の「記入ミス」であるが、条件付一般競争入札事務処理要領に基づき、受付時は「必要な添付書類の有無」のみを確認の上、受理するため、内容はチェックできないとのことであつた。

（主務課・室 土木建築部技術管理課）
入札参加資格確認申請を受領する際は、申請書に必ず受付印を押し、速やかに電子入札システムで受付票を発行することで書類の提出日時を管理することとし、所内会議（平成23年9月）で周知徹底を図った。

措置済み

当該申請書は、電子入札システムにより提出されたものであるため、システム上締め切り後の提出は不可能であるとのことであるが、提出日のチェックなど基本的なことには注意を払う必要がある。

また、提出された書類については、県の受付印による提出日時の管理をする等、何らかの対策をする必要がある。

(イ) 国においては、調査基準価格を引き上げる動きもあるとのことであるが、湾岸道路建設事務所の工事の入札で7社が応札(条件付一般競争入札)したが、入札額の上位6社が不落札(判断基準額を下回ったため)となり、一番高い札を入れた者が落札者となったケースがあった。

一番札を入れた業者と落札した業者の金額の開きは、約5千4百万円もあるが、同事務所の説明によると、現行制度の手続にしたがい契約したとのことである。

このような大きな金額の差が出ることもあり得るという実態をよく調査するとともに、国の動向等を勘案して調査基準価格の引き上げの検討を期待する。(県道妻崎開作小野田線 新有帆川大橋(仮称)橋梁整備工事(下部工第2工区))

【意見】

ウ 工期についての意見

当該事務所だけの処理の問題ではなく、県全体にわたることであるが、年度末、それも3月中旬をすぎて契約を締結するといったケースが多く存在する。

請負業者も、工程表を提出するに当たって、実施不可能な工程表を提出している。

このようなことが行われていること自体不自然なことであり、是正に向けた取組、検討等始めるべきであると考ええる。

【意見】

(2) 監査結果等

ア 工期についての意見

当初から年度繰越が見込まれる工事である。特記仕様書においては工期末を平成23年7月末と想定するとする文言が入っている。一方、当初契約書の中では工期末は平成23年3月31日としている。

したがって、契約書においてもこの旨を謳ったものとする必要があり、当初契約書の内容が実態とかけ離れたものとなっている。

工事の発注に当たっては、計画的な発注と、適切な工期設定を行う必要がある。やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

このようなケースにおいては、平成23年度からは、「低入札価格調査の結果、落札候補者となり得る入札参加者が1者となった場合の取扱いについて」に基づき談合の疑いがないかどうか調査することとした。

調査基準価格の引き上げについても、平成24年5月改正を行った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、繰越明許費の手続き等を行うこととし、通知文書(平成24年5月)及び繰越事務説明会(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部技術管理課)

やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、繰越明許費の手続き等を行うこととし、通知文書(平成24年5月)及び繰越事務説明会(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

(3) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

事後審査であるため、落札候補業者の入札参加資格のみを審査したとの説明であったが、審査会の資料には入札した7社全ての資格が記載されていた。入札審査会の事務処理要領に沿った処理を行う必要がある。

【意見】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
指摘後直ちに、一般競争入札事務処理要領に沿って適切な事務処理を行うよう、所内会議において関係職員に周知徹底を図った。

措置済み

イ 工期についての指摘

(ア) 工期延長申請が提出されての変更という主旨の理由が残されているが、年度末に契約し、20日前後でこの工事を完成させることは不可能である。

そもそも契約時期に問題があると思われるが、このように、工期変更の原因は県側にあることが明白である場合、請負業者から「延長申請」を提出させる必要があるのか大いに疑問である。

この工事も、県議会の繰越明許費の議決を経ているため、予算単年度主義の制約から、一旦、年度内工期となる公告を付さざるを得ず、繰越明許費の議決を経た後、本来必要な工期への変更契約を行っている。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、繰越明許費の手続き等を行うこととし、通知文書(平成24年5月)及び繰越事務説明会(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

(イ) 当初の工期が平成23年3月25日から平成23年3月31日までとなっているが、そもそも工期の設定に無理があると思われる。

着工後すぐに工期延長申請書(平成23年3月29日付)が提出されているが、申請書では、「申請時における出来形」は当然0%となっており、工期の当初設定は常識では考えられないものとなっている。

この工事も、県議会の繰越明許費の議決が得られないため、予算単年度主義の制約から、一旦、年度内工期となる公告を付さざるを得ず、繰越明許費の議決を経ないため、本来必要な工期への変更契約を行っている。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

【指摘】

(主務課・室 土木建築部技術管理課)
やむを得ない理由により、必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、速やかに関係事業課と協議のうえ、繰越明許費の手続き等を行うこととし、通知文書(平成24年5月)及び繰越事務説明会(平成24年6月)で周知徹底を図った。

措置済み

20 企業局 周南工業用水道事務所

(1) 監査結果等

ア 設計金額（諸経費調整）についての意見

当該7～9工区は同一業者が請負っていることから、8工区と9工区との間では諸経費調整による減額が行われているが、7工区と9工区との間では行われていない。

7工区と9工区の工事区間は距離的に50m以上離れており、規定上は諸経費調整の対象とならないものとなっている。

諸経費調整の取り扱いについては、平成7年9月25日付け理第891号により定められており、この通知を定めたときの、災害復旧工事の1箇所の取扱い（50mを超えた場合は別箇所）を準用して、8工区と9工区のようにその間の距離が50m以内の隣接工事について諸経費調整を行うこととしている。

同一請負業者で諸経費調整の対象となる項目が一般管理費等であることからすると、単純に距離的な尺度のみで諸経費調整を判定する現在の規定自体に疑問があり、再検討が必要と考える。

【意見】

(2) 監査結果等

ア プロポーザル方式についての意見

当該工事は、プロポーザル方式にて請負業者を選定している。

この規模の建設工事は、総合評価方式で一般競争入札を実施することになっている。

しかしながら、本工事は、ソフトウェアとハードウェアのシステム開発を一体的に行うものであり、電気通信技術分野（計算機関連）については、その進歩・変遷がめまぐるしいことから、この技術を熟知している業者に技術提案させ、安価なシステムを導入するためにプロポーザル方式を導入したとしている。

県においては、現在、工事請負について全庁的なプロポーザル方式の基準・方針等がなく、総合評価方式で一般競争入札を行うべきであったかどうかの判断はできないが、工事請負についてプロポーザル方式の基準・方針を示す必要があるものと考えます。

また、外部委員2名を含めた8名の委員からなる審査委員会にて技術評価・価格評価の審査を行っているが、当該委員会の委員の構成についても全庁的な扱いを示す必要があるものと考えます。

この工事は業者選定に当たっては、技術要素評価点100点、価格要素評価点100点で評価を行っている。価格評価に当たっては15年のライフサイクルコストを提案競技参加者より提出させて評価している。一方、設置後必要な維持管理費・保守費は毎年の一般競争入札により決定することとしている。

提案競技参加者は15年のライフサイクルコストの見積をプロポーザル時に提出するだけで、毎年の維持管理費・保守費は一般競争入札によるため15年間のライフサイクルコストを拘束するものとはなっていない。

(主務課・室 企業局電気工水課)

諸経費調整の取扱いについては、国や他の都道府県の状況を調査し、検討した結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利)に基づく同一業者との随意契約を除き、取り止めることとし、積算基準改正時期に合わせ、平成24年10月からの改正を行った。

措置済み

(主務課・室 企業局電気工水課・

土木建築部技術管理課)

土木建築部、企業局とも工事請負については、競争性が確保できる「総合評価方式（高度技術提案型）」が適切であることから、原則としてプロポーザル方式を採用しないこととしており、全庁的な基準・方針等の策定は必要ないと判断した。

措置済み

ないが、一般競争入札する際には、業者から見積書を徴して、その見積書を上限としている。

このため、プロポーザル方式のライフサイクルコストの見積と、毎年の実績額を比較し、整合性のとれたものになっているか検証する必要がある。

また、プロポーザル方式の有効性を検証するための全庁的な制度は存在せず、このようなプロポーザル方式の有効性の検証を行い、その結果を契約者選定基準の見直しに反映する必要があるものとする。

さらに、業者選定の透明性を確保するためにも、価格要素評価点の割合や技術的要素等の基本的な部分について全庁的な規定を設ける必要がある。

【意見】

(3) 監査結果等

ア 履行の確保（中間検査の実施時期）についての意見
中間検査のタイミングについては、INS 工の進捗30%～60%と入札条件及び指示事項に記載されているが、実際の中間検査はINS 工の完了後となっている。

INS 工に関しては、工事の性質上一気に進捗し、INS 工自体が比較的珍しい工法であり、設計段階ではそのような性質を把握してなかったため、中間検査の時期がINS 工の完了後となったとのことである。

中間検査を実効性のあるものにするために、入札条件及び指示事項の適切な設定をする必要がある。

【意見】

(4) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての指摘

(ア) 当該工事に関する調査基準価格算出調書において、共通仮設費の金額の入力誤りにより（728,536円と入力すべきところ、428,536円とした）、調査基準価格が誤って計算されている。

このため、調査基準価格が270,000円（基準価格比 約1%減）低く設定されている。

結果的には金額が僅小であったため結論には影響しなかったが、チェック体制の強化を検討する必要がある。

(イ) 変更契約予定業務委託通知書の作成で、本来空欄であるべき委託料の額変更欄に契約額とは異なった数字が記載されている。決裁中に口頭でのミスの指摘を受け、受注者への通知は修正されており、変更契約には影響はないとのことであるが、伺文にチェックが入ったような形跡はない。

チェック機能の充実等を図る必要がある。

【指摘】

2 1 企業局 厚東川工業用水道事務所

(1) 監査結果等

ア プロポーザル方式についての意見

当該工事は、プロポーザル方式にて請負業者を選定している。

この規模の建設工事は、総合評価方式で一般競争入

(主務課・室 企業局電気工水課)

中間検査の実施段階について、工事の特性及び工程を十分考慮し、入札条件及び指示事項に管理・指導上最も適切な時期を設定して実施するよう、監督職員に対し企業局工業用水担当者会議（平成24年5月）及び通知文書（平成24年7月）で周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 企業局電気工水課)

指摘後直ちに、誤入力などのミスが発生しないよう関係職員に徹底するとともに、調査基準価格算出調書にも決裁欄を新たに設け、チェック機能を強化した。

措置済み

(主務課・室 企業局電気工水課)

指摘後直ちに、口頭でのみの指摘にならないよう伺文にチェックを入れるなどチェック機能の充実を図るよう関係職員に対し通知文書で（平成24年7月）周知するとともに、工事事務説明会（平成24年9月）で徹底した。

措置済み

(主務課・室 企業局電気工水課・土木建築部技術管理課)

土木建築部、企業局とも工事請負については、競争性が確保できる「総合評価方式（高度技術提案型）」が適切であることか

措置済み

札を実施することになっている。

しかしながら、本工事は、ソフトウェアとハードウェアのシステム開発を一体的に行うものであり、電気通信技術分野（計算機関連）については、その進歩・変遷がめまぐるしいことから、この技術を熟知している業者に技術提案させ、安価なシステムを導入するためにプロポーザル方式を導入したとしている。

県においては、現在、工事請負について全庁的なプロポーザル方式の基準・方針等がなく、総合評価方式で一般競争入札を行うべきであったかどうかの判断はできないが、工事請負について全庁的なプロポーザル方式の基準・方針を示す必要があるものとする。

また、外部委員2名を含めた8名の委員からなる審査委員会にて技術評価・価格評価の審査を行っているが、当該委員会の委員の構成についても全庁的な取扱を示す必要があるものとする。

この工事の業者選定に当たっては、技術要素評価点100点、価格要素評価点100点で評価を行っている。価格評価に当たっては15年のライフサイクルコストを提案競技参加者より提出させて評価している。一方、設置後必要な維持管理費・保守費は毎年の一般競争入札により決定することとしている。

提案競技参加者は15年のライフサイクルコストの見積もりをプロポーザル時に提出するだけで、毎年の維持管理費・保守費は一般競争入札によるため15年間のライフサイクルコストを拘束するものとはなっていないが、一般競争入札する際には、業者から見積書を徴して、その見積額を上限としている。

このため、プロポーザル方式のライフサイクルコストの見積と、毎年の実績額を比較し、整合性のとれたものとなっているか検証する必要がある。

また、プロポーザル方式の有効性を検証するための全庁的な制度は存在せず、このようなプロポーザル方式の有効性の検証を行い、その結果を契約者選定基準の見直しに反映する必要があるものとする。

さらに、業者選定の透明性を確保するためにも、価格要素評価点の割合及び技術的要素項目等の基本的な部分について全庁的な規定を設ける必要がある。

【意見】

ら、原則としてプロポーザル方式を採用しないこととしており、全庁的な基準・方針等の策定は必要ないと判断した。

22 県警本部警務部 会計課

(1) 監査結果等

ア 入札の透明性（業務委託の低落札）についての意見
落札率が68%と通常の業務委託に係る落札水準に比して低い状況であるが、当該業務委託は予定価格が10百万円未満のため低入札価格調査対象案件ではない。

このような低落札がある場合には、契約不履行のリスクに対して低入札価格調査を実施する範囲を拡大することを検討すべきと考えるが、警察独自で検討し方針等を出せる事案ではないので、他部局の情報を収集するとともに、当面は、予定価格の精度の向上に心がける必要があると考える。

【意見】

（主務課・室 警察本部警務部会計課）
警察独自で方針等を出せない事案については、他部局と連携し、情報収集に努める。

また、予定価格の算出については、県の積算基準等に基づき他部局と同様の方法により行っているが、今後も適正な積算を行い、精度の向上に努めることとする。

改善途中

(2) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

(ア) 予定工期の最終日を年度末の3月31日としているのは、工事完了日の設定を、完了検査及び手直しや工事の引渡しなどの必要な書類の提出完了等、一切の事務完了の日を最終工期とするとの考えに基づくものであるが、土木建築部においては、基本的に完成期日は「原則2月末日以前とすること。」との部長通達が出ていることから、工期の設定を再検討する必要がある。

(主務課・室 警察本部警務部会計課)
当該部長通達に「完成期日が2月末以降となる場合は関係各課と協議し、工事設定を行うこと。」とあることから、平成24年度からは、工事ごとに、工事内容、スケジュール等を個別・具体的に検討し、工期の設定を行うこととし、関係職員に周知した。

措置済み

(イ) 予定価格を決定するに当たり、県警では起工の各項目額の端数(千円未満)を切り捨てた合計を予定価格としているが、予定価格の算出は全庁的に同じ方法をとる必要があるものと考ええる。

(主務課・室 警察本部警務部会計課)
全庁的に基準が示された場合は、同基準に則って積算することとする。

改善途中

(ウ) 予定価格調書の作成では、担当者がパソコン等で事前に印字しているが、他の部局では、決定者が自署している。

予定価格の決定という主旨からも検討する必要があると考える。

(主務課・室 警察本部警務部会計課)
平成24年4月1日以降に作成する予定価格決定調書中の予定価格、入札書比較価格及び低入札調査基準価格については決定者が自署することを通知文書(平成24年3月)により周知徹底した。

措置済み

(エ) 「入札公告」と「現場説明書」で「質問等の受付時間」が異なっていた。公告や通知文書等の個々の記載内容の整合性には十分注意する必要がある。

(主務課・室 警察本部警務部会計課)
公告、通知文書等、個々の記載内容を含めた会計書類について、内部チェック体制を強化し、業務管理の徹底を図るよう、部内会議(平成24年6月)により周知徹底した。

措置済み

(オ) 請負変更契約の締結について、平成23年2月25日に起案され、同日付で契約締結されているが、変更契約締結時の最終の決裁は、2月28日と記録されている。

25日付で契約の締結が必要であるのであれば、その旨起案文書に明記し、決裁についても適切に処理する必要があるものと考ええる。

(主務課・室 警察本部警務部会計課)
最終の決裁は2月25日には完了していたものの、担当者が書類への記載を誤ったものであるが、日付を含めた会計書類について、内部チェック体制を強化し、業務管理の徹底を図るよう、部内会議(平成24年6月)により周知徹底した。

措置済み

【意見】

23 県警本部生活安全部 地域課

(1) 監査結果等

ア 積算単価(見積単価の決定方法)についての意見

予定価格の積算において、見積先(3社)の単価を比較して最も安価な単価を採用している。

さらに、予定価格積算に際しては、物件価格は見積先3社の最低金額を採用するとともに、労務費単価は県単価で算定している。

このように、警察本部においては、基本的には建築指導課作成の単価表(以下「県単価表」という。)を使用しているが、県単価表に掲載のない警察独自の仕様等のものについては、メーカーにその内容を示し、参考見積書を徴取して最も安価な価格を警察単価としている。

(主務課・室 警察本部警務部会計課)
他部局の積算方法と同様の手法により算出しており合理的かつ適正な方法と考えているが、今後、全庁的に基準が示された場合は、同基準に則って積算することとした。

改善途中

このことについて、県に規定がないのでその取扱を明確にする必要がある。

【意見】

イ 事務処理上の問題についての意見

(ア) 簡易型の総合評価方式により入札が実施されているが、技術評価のための入札審査会において審査する際には、本来、公平性の観点から、事務担当者は各企業の提案書について企業名を伏せた資料で評価を実施する必要がある。

当該契約では、入札審査会において実際に使用した資料が保存されていなかった。

今後は、これらの資料を実施した証拠として保存(規定に定める期間) する必要がある。

(イ) 直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のものについては、低入札価格調査において山口県低入札価格実施要領及び低入札価格実施基準に基づき、数値的判断基準を一部不適用とするとされており、当該映像通信システム工事についてもこの取扱を適用している。

当該契約については、このことについて記載が行われていない。証拠資料等を添付するなどの処理を行う必要があるものとする。

【意見】

(主務課・室 警察本部警務部会計課)

入札審査会の公平性を保つために、企業名を伏せて入札審査会を実施していたが、実際に使用した資料を保存していなかったため、今後は保存することを、23年10月、関係職員に周知した。

措置済み

(主務課・室 警察本部警務部会計課)

該当する契約について、証拠書類等を添付することを、23年10月、関係職員に周知した。

措置済み

平成12年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

1 包括外部監査の特定事件

11特別会計のうち、中小企業近代化資金、母子寡婦福祉資金、林業改善資金、下関漁港管理及び土地取得事業の5特別会計

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第2 中小企業近代化資金特別会計</p> <p>2 外部監査の結果</p> <p>(3) 意見</p> <p>イ 違約金について</p> <p>組合を構成する中小企業者には、貸付金の返済に加え、多額の違約金まで払うことは再建の大きな障害となる。このため、違約金の徴求に当たっては、その可能性を十分に検討するとともに、中小企業の振興を図る観点から、民間における債権回収の事例等も参考にしながら、県民の理解が得られる処理方法を検討していくことが必要であると考え。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>主債務者である組合の破綻等により回収が困難となっている案件について、平成23年度より、連帯保証人等に対して違約金も含めた全額を裁判上で請求し、解決を図ることとした。</p>	措置済み

(そ の 2)

1 包括外部監査の特定事件

財政的援助団体の財務事務及び事業の管理

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第2 住宅供給公社</p> <p>3 外部監査の結果</p> <p>(4) 監査の結果</p> <p>ウ 帳簿価格と分譲予定単価との関係について</p> <p>開出西(防府市)、綾羅木新町(下関市)、華城(防府市)については、帳簿単価と分譲単価が接近しており、分譲計画の見直し、諸施策の緊急な実施が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 土木建築部住宅課)</p> <p>新・県政集中改革に掲げる公社改革の方針に基づき、公社は平成24年3月末に廃止となった。</p> <p>廃止までに保有資産をできる限り圧縮するため、県に公社資産売却推進室を設置し、公社とともに売却に取り組んだ結果、開出西、綾羅木新町は完売し、華城は残1区画となった。</p> <p>なお、残区画は県が引き継ぎ販売を行う。</p>	措置済み

キ 愛宕山地域開発事業について

(カ) 事業の進捗状況

b 二次造成工事について

住宅を必要とする県民各層のニーズを十分に踏まえ、工事内容、工事費等の再検討を行い、宅地の販売価格をできるだけ低くする努力を行うことが必要である。

【意見】

(主務課・室 土木建築部住宅課)

社会経済情勢の大きな変動により事業を継続すれば多額の収支不足が見込まれるとの試算結果を踏まえ、県と岩国市で協議した結果、平成19年6月、事業を中止することで合意し、平成21年2月、事業の廃止手続を完了した。

なお、用地の処分については、赤字解消の観点を踏まえつつ、地元岩国市の意向を尊重して、約4分の3は、米軍再編関連施設用地として、約4分の1は、市のまちづくりエリアとして、平成23年度末までに用地処分し、その売却収入等で事業に係る債務を完済した。

措置済み

c 販売計画について

販売計画について、当初計画をそのまま踏襲するのではなく、今後の経済情勢、地価動向等を見極めながら、必要に応じた変更を行っていくこと。

【意見】

(主務課・室 土木建築部住宅課)

社会経済情勢の大きな変動により事業を継続すれば多額の収支不足が見込まれるとの試算結果を踏まえ、県と岩国市で協議した結果、平成19年6月、事業を中止することで合意し、平成21年2月、事業の廃止手続を完了した。

なお、用地の処分については、赤字解消の観点を踏まえつつ、地元岩国市の意向を尊重して、約4分の3は、米軍再編関連施設用地として、約4分の1は、市のまちづくりエリアとして、平成23年度末までに用地処分し、その売却収入等で事業に係る債務を完済した。

措置済み

平成 13 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 1 包括外部監査の特定事件
公営企業(企業局)の財務及び経営管理
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 電気事業について</p> <p>(1) 会計処理について</p> <p>ア 電力会社との料金契約を会計方針に据える弊害について</p> <p>修繕準備引当金は、10ヵ年計画に基づき計画的に実施してきていることから、翌年分の必要額を引当計上しているが、計上基準が明確でない。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>2 工業用水道事業について</p> <p>(1) 会計処理について</p> <p>イ 引当金関係について</p> <p>(イ) 修繕準備引当金、退職給与引当金について、地方公営企業法及び同法施行に関する通達では、特定預金の形態として留保することが適当であるとしているが、検討すべき事項である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 企業局電気工水課)</p> <p>平成 24 年の地方公営企業会計制度の見直しにおいて、修繕準備引当金の計上基準が示されたことから、平成 26 年度会計からの適用において適切に対応する。</p> <p>(主務課・室 企業局電気工水課)</p> <p>平成 24 年の地方公営企業会計制度の見直しにおいて、引当金の計上が義務化され、多額の引当金を計上することとなったため、対応を検討した。</p> <p>その結果、引当金については特定預金を設けず、工業用水道事業会計の中で一元的に資金運用することが効率的かつ現実的であることから、通達の趣旨を踏まえ、引続き厳正な資金管理のもと、計画的な資金運用に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成 15 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 1 包括外部監査の特定事件
中央病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 県立中央病院の外部監査の結果</p> <p>2 県立中央病院についての監査結果個別事項</p> <p>(5) 医業未収金の管理事務について</p> <p>ウ 督促事務</p> <p>(イ) 未収金の回収については、病院単独で回収するのみならず、クレジット会社との提携が県立病院でも可能かどうか検討する必要もあるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保健課)</p> <p>平成 23 年度より、県立中央病院は、県立総合医療センターとして地方独立行政法人山口県立病院機構が管理・運営することとなった。独法化に伴う業務運営改善の取組の一環として、平成 24 年 6 月から、クレジットカード及びデビットカードでの支払いを可能とした。</p>	<p>措置済み</p>

(そ の 3)

- 1 包括外部監査の特定事件
山口県立大学の経営に係わる財務の事務の執行及び経営管理
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 山口県立大学の外部監査の結果</p> <p>2 県立大学についての監査結果個別事項</p> <p>(6) 資産の管理についての監査結果</p> <p>キ 図書館及び図書の管理について</p> <p>(サ) 図書に関するその他事項</p> <p>③ 郷土センター資料室にも、寄贈された「渡邊砂吐流文庫」があるが、図書外となっている。図書登録し、全国に公開することも大学の使命でもあるし、県立大学のPRにもなる。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 総務部学事文書課)</p> <p>郷土文学資料センターにおいて、「渡邊砂吐流文庫」約 1,800 冊の図書目録を作成し、平成 24 年 6 月(一部は平成 23 年 9 月)に県立大学のウェブサイト上で公開することにより、貴重な郷土文献の有効活用を図った。</p>	<p>措置済み</p>

平成 17 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 2)

1 包括外部監査の特定事件

山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 山口県文書館</p> <p>2 外部監査の結果</p> <p>(5) 資料収集・公開</p> <p>イ 監査結果</p> <p>(エ) 1950 年代、1960 年代の公文書については相当の時間が経過しており、個人情報の検討作業を早急に進め、県民が利用可能な状態にする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>(7) 文書館の運営コスト</p> <p>イ 監査結果</p> <p>コスト意識をもって、古文書及び公文書の収蔵や保管という必要な役割を果たすとともに、現状分析と明確な改善目標を設定して事業評価を行い、効率性にも配慮した管理運営が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 教育庁社会教育・文化財課)</p> <p>平成 18 年度から非常勤嘱託職員を配置し、閲覧に向けて個人情報の確認作業を行っている。</p> <p>1950 年代分については、平成 24 年度中に県民の閲覧に供し、1960 年代分も、個人情報の確認が済み次第、閲覧に供することとしている。</p> <p>(主務課・室 教育庁社会教育・文化財課)</p> <p>平成 18 年度に館内で評価項目の設定について検討し、平成 19 年度から閲覧利用に関する現状分析を行うとともに、効率的な管理運営のための事業評価を行うこととした。</p> <p>また、分析結果に基づき、平成 23 年度に館の所蔵文書全体をデータベース化し、それを収蔵位置と連動させるシステムを作ることにより、効率的な閲覧対応や緊急時対応等、管理運営環境の改善を行った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成 18 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 1 包括外部監査の特定事件
試験研究機関の財務事務について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第4 山口県産業技術センター 2 監査結果 (6) 公有財産管理 ウ 意見 庁舎南脇の土地(面積 4,913 m²)は、当初の計画時から将来の研究施設増床用地として整備されたが、現在は一部の利用にとどまり、積極的な利用がなされていない状況にある。今後、産業技術センターの中長期的な計画の中で、どのように利活用するか、検討を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課) 山口県産業技術センターは、平成 21 年 4 月に独立行政法人化し、平成 23 年 3 月に中長期的な戦略と工程を示した技術戦略「ロードマップ」を策定した。 これに基づき、平成 23 年度から新エネルギー・省エネルギー関連の研究に取り組んでおり、平成 24 年 3 月に庁舎南側の未利用土地にその実証実験のための設備・機器を設置し、試験研究を行っている。</p>	措置済み

平成 19 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 1 包括外部監査の特定事件
公の施設の管理及び指定管理者制度の運用の状況について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見 2 監査結果及び意見 (2) 直営施設(直営の各施設) ウ 山口県身体障害者福祉センター (ウ) 結果及び意見 b 意見 肢体不自由者更正施設は、障害者自立支援法の施行に伴う経過措置により、平成 23 年度末までは旧法の施設のままで運営できる。しかし、入所者数の減少による効率性の低下及び施設全体の老朽化が進行している。 併設されている身体障害者更生相談所の体制の整理と併せて、利用者数の減少の傾向と肢体不自由者の障害者サービスのニーズを分析し、今後、サービスの提供を継続するか否かの検討が必要と思われる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部障害者支援課) 障害者自立支援法の施行に伴う新体系サービスへの移行について、高次脳機能障害への対応などのニーズを踏まえながら、適切なサービスのあり方を検討し、平成 24 年 3 月末をもって肢体不自由者更生援施設部門を廃止した。</p>	措置済み

平成 20 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

情報システムに係る財務事務の執行及び事業の管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>1 総括意見</p> <p>(4) 情報システム全体の最適化に係る組織的承認 情報化推進方針の策定に際して、情報企画課、関係所管課、ITアドバイザー、情報に関する有識者等で構成する情報システム最適化委員会（仮称）を設置し、最終調整及び承認を行う仕組みを整備する等の検討が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>2 契約事務の合規制及び経済性</p> <p>(3) 個別的事項</p> <p>ク 河川課が所管するシステム</p> <p>(エ) プロポーザル方式における恣意性の排除 プロポーザル方式による業者選定の透明性を確保し、恣意性が介入しているという疑問をもたれないようにするため、審査委員会において価格要素評価点の割合及び技術的要素項目の配点の審議・決定の過程を記録に残す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>4 情報システムの有効性</p> <p>(4) 個別的事項（個別システムの有効性分析）</p> <p>イ 行政サービスの向上を主たる目的とするシステム</p> <p>(ウ) 山口県総合防災情報ネットワークシステムの有効性評価 当該システム導入目的である防災対策という目的は、情報伝達等の時間短縮だけでなく、それ以外の複数の要因も加わって初めて達成されるため、情報伝達等の時間短縮だけで目的達成度を評価するのは不十分である。従って、防災対策に係る有効性指標の複数化を図り、各指標について設定した目標数値に向けて、当該システムの導入目的である防災対策活動をコントロールしていく必要がある。例えば、間接的な有効性指標として、現在実施している操作訓練及び情報伝達訓練の回数、具体的な参加対象者、参加人数等の数値目標化を今後検討する必要がある。また、県民に当該システムの存在を周知させる説明会等の回数、パンフレットの配布数、さらに県民の満足度調査回数等も、数値目標化を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 地域振興部情報企画課) 中・長期的な情報化推進方針の検討にあたって、平成 23 年 7 月に有識者、関係所管課による連絡会議を設置し、調整・承認を行う仕組みを整備した。</p> <p>(主務課・室 土木建築部河川課) 意見を踏まえ、今後プロポーザル方式を採用する場合、審査委員会において価格要素評価点の割合及び技術的要素項目の配点の審議・決定の過程を記録に残すこととした。</p> <p>(主務課・室 総務部防災危機管理課) 総合防災情報ネットワークシステムは、災害から県民の生命・財産を守るため、リアルタイムに収集した防災情報を一元的に管理し、防災情報の共有化を図るもので、情報伝達時間の短縮がその成果として挙げられる。 防災対策の達成度について直接的な指標の設定は困難であるが、間接的な指標として、県民が直接閲覧できるインターネットで公開している災害情報ページのアクセス件数や、新規転入職員を対象とした操作訓練の徹底等により、住民への防災情報提供の達成度を測ることとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

(エ) 土木防災情報システムの有効性評価

d 有効性評価の改善案

当該システムの導入目的である水防対策の達成度について、間接的指標で定量評価するためには、水防対策にかかる有効性指標の複数化を図り、各指標について設定した目標数値に向けて、システムの導入目的である水防対策活動をコントロールしていく必要がある。

例えば、間接的な有効性指標として、情報伝達等の時間短縮、操作訓練・情報伝達訓練の回数、県民への啓蒙活動として出前講座等の回数やパンフレットの配布数、アンケートによる県民満足度調査の実施回数等を検討する必要がある。

【意見】

(主務課・室 土木建築部河川課)

土木防災情報システムは、雨量、河川水位、潮位等の気象情報を一元的に管理・提供することにより、市町等の水防活動や住民の迅速な避難を支援するもので、「情報の共有化」、「確実な情報伝達」、「リアルタイムの情報提供」の水準向上が、その成果として挙げられる。

水防対策の達成度について直接的な指標の設定は困難であるが、間接的な指標としてシステムへのインターネットアクセス件数及びメール配信登録者数により、住民等への情報提供の達成度を測ることとし、新規転入職員を対象とした操作訓練、県ホームページへの掲載、パンフレットの配布やテレビ等による広報等により、システムの利用促進を図ることとした。

措置済み

5 情報セキュリティ

(4) 共通的事項 (情報セキュリティ管理)

エ 情報セキュリティ

(ウ) ウィルス対策ソフトの稼働状況の監視

パソコンにウィルス対策ソフトを導入するだけでなく、すべてのパソコン上で正常に稼働していることを保証するため、運営管理者によるモニタリングを行う必要がある。

【意見】

県庁LANに接続する全てのパソコンについて、ウィルス対策ソフトの稼働状況をサーバーにより定期的に監視し、稼働状況に問題があるものについては原因調査及び対策を講じる手続を整備することが必要である。

【意見】

(主務課・室 地域振興部情報企画課)

平成23年8月にウィルス対策システムを更新し、県庁LANに接続する全てのパソコンについて、ウィルス対策ソフトの稼働状況の監視・モニタリングが可能となり、問題がある場合は対応できる状況が整った。

措置済み

平成 21 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>1 総括意見</p> <p>(5) 職員駐車場の有料化</p> <p>ウ 本庁職員駐車場の有料化の必要性</p> <p>ウ 分析結果の要約及び改善案</p> <p>基本的に、山口県の財政状況が逼迫していることを考えると、職員福利厚生よりも受益者負担を基本とし、財政の立て直しを図るべきであり、本庁職員駐車場の有料化を検討する必要がある。</p> <p>ただ、山口県は、他の県庁所在地と異なり、交通機関が不便という事情もあることから、駐車場料金については、山口県と同じ規模の県を参考にして、段階的に有料化を進めることを検討する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>3 未利用財産に登録されている土地(普通財産・行政財産)</p> <p>(2) 売却予定の未利用土地</p> <p>ア 金額的重要性の高い長期未利用土地</p> <p>(オ) このみ園職員住宅跡地(長期未利用土地)</p> <p>d 行政財産区分の妥当性</p> <p>当該未利用地は未利用財産登録後も行政財産に区分されている。しかし、将来的に養護施設用地として利用されるとは思えない。</p> <p>しかも、当該土地は未利用財産処分計画にも記載され、県ホームページで公開している「山口県が所有する未利用土地の一覧」にも含まれており、完全に普通財産としての扱いである。</p> <p>従って、行政財産として管理する理由が不明確であり、普通財産に区分替えする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>(シ) 天花職員寮跡地(長期未利用土地)</p> <p>b 今後の方針・計画</p> <p>未利用地の保有コストを意識して、早期売却を図るためには、売却できない原因を検証し、予定価格の引き下げ等を行う必要がある。適正価格(時価)で処分しなければならないという地方自治法第237条の規定があるが、長期未利用の原因が高い予定価格であるとすれば、それはもはや、適正価格とは言えない。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部管財課)</p> <p>本庁の職員駐車場については平成24年度から有料化を実施した。</p> <p>なお、公共交通機関が不便という本県の事情を考慮し、通勤距離に応じた減免措置を設けることとした。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>平成24年1月に、当該財産を普通財産に分類替えの上、総務部への所管替えを行った。</p> <p>(主務課・室 総務部管財課)</p> <p>売却に向けた検証を行い、より条件の良い五反田職員寮の駐車場を売却し、その代替用地(駐車場)としての活用の方針決定した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

4 行政財産の有効利用

(2) 知事部局における職員公舎再編と未利用・低利用財産
エ 個別的事項

(エ) 梅ヶ丘公舎

梅ヶ丘公舎(世帯用住宅)は、利用率が低い(29%(7戸)~46%(11戸))。

梅ヶ丘公舎と門前公舎の統廃合を検討すべきである。近隣の公舎との統廃合、又は、財産処分して民間の賃貸住宅で対応するなどの検討をする必要がある。

【意見】

(主務課・室 総務部管財課)

平成24年3月の「職員公舎再編整備計画」の見直しにより、岩国地区については、門前公舎に一元化することとした。

平成27年度末までには、全ての入居者が退去し、解体処分することとなった。

措置済み

(7) 高校統廃合と未利用・低利用財産

ウ 個別的事項

(オ) 青嶺高等学校

e 今後の方針・計画

グラウンドや校舎の、今後の取扱方針としては、県での有効活用、美祢市等への譲渡、売却、解体等を検討するとのことであり、具体的な利用方法や処分方針は何も決まっていない。

高等学校の統廃合とセットで未利用財産の活用・処分方針を決めておくべきであり、未利用財産が生じることは、統廃合を打ち出した段階で、十分予想できることである。

【意見】

(主務課・室 教育庁教育政策課)

今後の利用等について検討した結果、美祢市へ譲渡することとし、平成24年7月に財産処分手続きを行った。

措置済み

5 公有財産(土地・建物)管理に関する過年度包括外部監査の是正措置の状況

(3) 措置状況が「改善途中」と判定されているもの

イ 山口県住宅供給公社

(ア) 分譲宅地(開出西、綾羅木新町、華城)の早期売却(平成12年度)

保有コストの負担増加を考えると、分譲価格の見直しを検討する必要がある。又、住宅メーカーとの連携やメーカーへの一括販売など、多方面からの見直しや、職員個々からのアイデアなどの掘り起こし等、「指摘」に対し全職員一丸となって取り組む必要がある。

さらに、平成21年3月に策定された「新・県政集中改革」の「公社改革(取組方針28“宅地分譲地の販売促進)」を基に、「山口県住宅供給公社改革実行計画」に示された販売方式の水平展開等を図り、長期末分譲土地を処分する必要がある。

【意見】

(主務課・室 土木建築部住宅課)

新・県政集中改革に掲げる公社改革の方針に基づき、公社は平成24年3月末に廃止となった。

廃止までに保有資産をできる限り圧縮するため、県に公社資産売却推進室を設置し、公社とともに売却に取り組んだ結果、開出西、綾羅木新町は完売し、華城は残1区画となった。

なお、残区画は県が引き継ぎ販売を行う。

措置済み

(ウ) 今後の課題

愛宕山地域開発事業の廃止が決定され、「処分方針」に基づき処分するとされているが、米軍再編に係る政府の動向を注視しつつ、可能な限り新たなコスト等が発生しないよう対処すべきである。

【意見】

(主務課・室 土木建築部住宅課)

愛宕山開発用地の処分については、赤字解消の観点を踏まえつつ、地元岩国市の意向を尊重して、約4分の3については、平成24年3月、国が県・市の米軍再編に対する基本スタンスを守ることを前提に、米軍再編関連施設用地として、国に売却する

措置済み

<p>ケ 試験研究機関</p> <p>(ア) 産業技術センターの未利用土地</p> <p>将来研究棟の増築可能性があるという理由だけで、現在の実験用地使用が継続されると、未利用状態が放置される可能性がある。従って、利活用する期限を設け、それを過ぎたときに将来の利活用を見直し、売却することも検討の一つとする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>セ 直営施設</p> <p>(ア) このみ園みのり棟</p> <p>予算的に解体できず、現状管理はやむを得ないが、早期での解体が望まれる。老朽化が著しいため、子供や関係者以外は立ち入りを規制するなど、管理には万全を期す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>とともに、残る約4分の1についても、市のまちづくりエリアとして、平成23年度末までに用地処分し、その売却収入等で事業に係る債務を完済した。</p> <p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課)</p> <p>山口県産業技術センターは、平成21年4月に独立行政法人化し、平成23年3月に中長期的な戦略と工程を示した技術戦略「ロードマップ」を策定した。</p> <p>これに基づき、平成23年度から新エネルギー・省エネルギー関連の研究に取り組んでおり、平成24年3月に庁舎南側の未利用土地にその実証実験のための設備・機器を設置し、試験研究を行っている。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>このみ園については、施設全体の建て替え整備を行っており、みのり棟を含む現このみ園の建物については、平成24年度に解体することとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
---	---	----------------------------

平成 22 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査結果に係る措置状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 包括外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 未収金の管理</p> <p>(3) 強制徴収権のない公債権</p> <p>ア 生活保護費返還金 (厚政課)</p> <p>(ウ) 生活困窮者(生活保護受給者ではない)から返還金の分納を行っているケース</p> <p>a 大口滞納案件 1</p> <p>(a) 生活困窮者の分納額</p> <p>現在、厚生年金の支給日 (年6回) に5,000円ずつ納付している。不当利得的な性格を有する返還金 (生活保護法第 63 条) であるから、本来は一括返済が原則である。とはいっても、債務者が生活困窮者であることから、収入等を慎重に確認しながら、生活に支障のない範囲で分納額を決定する必要がある、県の対応はやむを得ない。</p> <p>ただ、粘り強く時間をかけて回収するといっても、今の分納状況が変わらなければ、完全納付までに約 40 年かかる。債権が不当利得的性格を有することを考えると、少額でも分納額の増額を要請する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>イ 児童扶養手当返納金</p> <p>(イ) 監査の結果及び意見等</p> <p>a 県の対応方針の明確化</p> <p>不当利得の性質を有する債権に見合った対応方針を明確にするため、独自のマニュアル作成を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>b 時効中断措置の必要性</p> <p>時効中断管理の適切な遂行を図るため、債務者ごとの償還指導記録を充実させ、時効期間が成立しないよう管理する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>d 債権価値の評価</p> <p>生活状況が困窮している滞納者で、将来、返済能力が大きく回復しないことが明らかであれば、</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>平成 23 年 11 月に債務者宅を訪問し、生活面にやや状況改善がみられたため、分納額の増額を要請した。</p> <p>現在は、増額した分納額を、償還計画に基づき分納中である。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>検討の結果、不当利得の性質を有する債権に見合った対応については、厚生労働省「児童扶養手当返納金債権管理の手引き (平成元年 4 月)」に必要な手順等が示されていることから、県独自のマニュアルは作成せず、国の手引きに基づき対応を行うこととした。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>他制度の償還台帳を参考に、平成 22 年度より、債権管理台帳に債務者との接触状況を詳細に記録することとし、適切に時効中断措置を遂行できるようになった。</p> <p>(主務課・室 こども未来課)</p> <p>当該滞納金について、平成 23 年度決算より「回収不能見込額」として計上し、不</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

会計上は徴収不能額を計上して、債権価値を減額する必要がある。時効期間の成立により自動消滅するような債権を決算に含めると、県の財政状態の判断を誤る可能性があるからである。

【意見】

エ 監査の結果及び意見等

b 違反行為の防止

当未収案件のように、補助対象施設に県の承認なく根抵当権を設定されているような場合、補助金交付決定を取り消しても、補助金の返還は困難であると思われる。従って、県に無断で補助対象物件に根抵当権を設定されないように、まず、従来指導監査の反省を踏まえ、指導監査でのチェックを厳格に行う必要がある。

【意見】

補助対象施設には担保設定ができないように、銀行側に何らかの働きかけが必要であると考ええる。当案件では、根抵当権の設定は銀行からの融資条件とされているが、当該行為が、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に抵触しないかどうか、融資の専門家である銀行が当然確認すべき事項と思える。銀行として当然確認すべき事項であるとするれば、銀行側にも違反行為の一端を担いだ責任があり、補助金の一部返還が可能ではないかと考える。

【意見】

当該違反行為については、理事長個人の責任追及を検討すべきである。そうでないと、補助金を受けるに見合った責任になっていないと考える。

【意見】

(4) 中小企業振興目的の貸付に起因する未収金

ア 中小企業高度化資金貸付金

(イ) 条件変更債権区分の貸付先（8組合等）

a 貸付先A（条件変更債権）

(b) 貸付条件変更の正当性確保

結果的には、当債権は平成12年当時すでに延滞債権化していたと見ることができる。ただ、県としても、機構と十分協議し、承認を得た上、高度化資金が目的とする中小企業及び地域経済の振興等も加味して、条件変更に応じてきている。安易な条件変更ではないとのことである。

しかし、当制度は、県と機構が協調して貸付けを行うこととされており、機構の承認は条件

納欠損額と同様に、会計(財務諸表)上の資産から除外することとした。

(主務課・室 健康福祉部健康増進課)

今後、同様の補助金を交付する事例があれば、補助対象施設に県の承認なく根抵当権が設定されないよう、間接補助事業者に対して補助金交付決定時などにおいて周知徹底を図るとともに、完了検査時に関係書類の確認(チェック)を行うこととしている。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部健康増進課)

学校法人は、県との間で締結した契約の条件に反して補助対象財産に根抵当権を設定したものである。

銀行に対する請求について専門家も交えて検討したが、契約の当事者ではない銀行に対して根抵当権の設定が違法・無効なものであることを主張することは難しいため、補助金の返還を求めることは困難であるとの結論に至った。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部健康増進課)

理事長に対する請求について専門家も交えて検討したが、損害の発生及び損害との因果関係の立証が難しく、理事長個人の責任を追求することは困難であるとの結論に至った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

償還確実性については、平成23年度より、同じようなケースの条件変更の申請があった場合は、組合のみではなく、各組合員に経営改善計画書の作成を義務づけるなどの対応をし、より厳格に条件変更について判断している。

措置済み

変更の正当性を裏付けるものではない。県は、「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」が示す償還確実性（条件変更によって償還が確実であること）があることを具体的に説明することにより、初めて条件変更の正当性を確保できると考える。今後、同じようなケースでは留意する必要がある。

【意見】

c 貸付先C（条件変更債権）

(b) 貸付条件変更の妥当性

貸付条件の変更要件の一つである今後の償還確実性については、厳格に適用し、分析・調査による客観的な裏付けを確保する必要がある。その結果、今後の償還が確実と評価できない場合には、連帯保証人への請求及び法的措置等の検討を行う必要がある。

【指摘】

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

平成 23 年度から、組合のみでなく各組合員にも経営改善計画書を作成させ、厳格な審査を実施した上で、条件変更を認めることとした。

条件変更後の償還についても、確実な履行が得られるよう、継続的に指導している。

今後、償還が確実と評価しえなくなった場合には、他の案件と同様に、連帯保証人等に対する裁判上の手続により解決を図ることとする。

措置済み

(c) 債権保全手続の適切性

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。

しかし、平成 21 年 4 月の担保物件（土地・建物）評価額は 983,147 千円であり、平成 22 年 3 月末の条件変更債権 1,594,021 千円を下回っており、担保不足 610,874 千円が生じているにもかかわらず、追加担保の提供は要求されておらず、必要な債権保全手続がされていない。

【指摘】

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

追加担保の徴収に至っていないものの、人的担保（連帯保証人の所有資産及び預金）を加えた場合の担保総額が、債権額を上回っていることから、現状としては適切な状況にあると考えている。

今後、担保不足が生じることがあれば、追加担保を提供するよう指導を行う。

措置済み

d 貸付先F（条件変更債権）

(c) 最終償還期限の 10 年延長

県は、今後の対応として、分納計画の確実な履行を見守り、貸付先親会社の民事再生手続の動きを注視すると共に、貸付先の意向を確認しながら、対応を検討するとしている。条件変更契約を交わし、一部分納も認めている以上、平成 29 年までの 6 年間、この対応方針でやむを得ないが、今後、仮に、償還の一部が未履行になった場合には、財産の差押え等の法的措置をとることを検討する必要がある。

【意見】

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

平成 24 年度より、中小企業診断士の意見を取り入れて今後の経営改善計画の策定に取り組んでいる。

今後、償還が確実と評価しえなくなった場合には、他の案件と同様に、連帯保証人等に対する裁判上の手続により解決を図ることとする。

措置済み

(5) 農林水産業改善目的の貸付に起因する未収金

ア 農業改良資金貸付金（農業経営課）

(ウ) その他の延滞者

b 回収困難次案の税務課引継ぎの検討

山口県の農業者の経営安定など、農業者の基盤の安定確保等の重要性は理解できるが、償還開始当初から延滞が始まっている者や、長期にわたり延滞している者に対しては、税務課への引継ぎ等について、検討をする必要があるのではないかと考える。山口県の農業の安定とのバランスもあるが、税務課への引継ぎを検討している旨を本人に知らしめることも必要と考える。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農業経営課)

延滞案件のほとんどが農業を継続しており、また、全ての案件において債務承認・納付誓約書が提出され、概ね誓約の履行がなされていることから、直ちに税務課へ引継ぐ必要のある案件はないと判断している。

また、延滞者との面談の際には、誓約が履行されない場合は、税務課への引継ぎを検討する旨の説明を行っている。

措置済み

ウ 沿岸漁業改善資金貸付金（水産振興課）

(イ) 監査の結果及び意見等

b 貸付審査の妥当性

① 貸付けにかかる直接の事業費だけしか返済計画に記載されていない。例えば、中古船を購入するために貸付金を利用する場合、中古船購入費を事業費として計上しているだけである。

貸付申請者の支払能力（支出）を審査する際には、漁業開始に必要な直接の経費のほか、それに関連する事業費も含めた返済計画を評価する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

平成 23 年度からの貸付申請分については、収支計画書の様式の中に、漁業部門以外の収支についても記載させた上で、貸付審査を行う運営会議の中で返済計画を評価し、貸付決定を判断することとした。

措置済み

(7) 福祉目的の貸付に起因する未収金

ア 母子寡婦福祉資金貸付金

(ウ) 各健康福祉センターの共通的事項

a 償還指導台帳の整備状況

① 償還指導記録等の履歴作成について、統一的な作成が可能となるよう既存のマニュアル内容の見直しが必要である。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

税務課主催の平成 24 年度債権管理研修会、税務課による巡回指導等を通じて、償還指導記録の統一化を図ったところであり、今後、更なる対応が必要となった場合は、速やかにマニュアルを改訂する。

措置済み

d 時効中断管理の適切性

時効の中断についての認識を高め、手続きを確実にを行うため、本庁未来課と各センターでの役割分担を明確にする必要がある。

又、現在、税務課の指導により、滞納している借主を訪問し、債務確認書入手する作業を順次行っているが、貸付けが二口以上ある場合には、入金を各契約に分散させることも必要である。

なお、本課（こども未来課）が調定を行った貸付金について、最終収納日から 10 年以上経過しているものが多く見られる。各センターにおいても、これらは古いため、何ら対策を行っていない。今後、これら時効満了債権に対し、どのように対応するのか、本課（こども未来課）と早急に打合せの必要がある。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

こども未来課から各センターに対して、時効中断についての認識を高めるため、文書等で一部納付の勧奨や債務承認書の受領などを行うよう促している。

貸付けが二口以上ある場合には、税務課やこども未来課の現地指導を通じて、入金を各貸付に分散させるよう徹底している。

時効期間満了債権については、債務者の納付意思確認をし、時効の援用がなされた場合には、税務課と協議の上、不納欠損処分を行っている。

措置済み

<p>f 償還指導等の適切性確保</p> <p>形式的・無意味な文書催告を繰り返すのではなく、訪問指導、所得・財産調査、返済条件変更、連帯保証人への接触・請求、時効管理及び悪質な債務者への法的措置等を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>各健康福祉センターに配置している母子自立支援員の業務内容を償還指導が中心となるよう見直しを行い、体制を強化した。</p>	<p>措置済み</p>	
<p>① 対応職員数の適正化</p> <p>このような対応を確保するためには、まず、対応職員の数を適正なものにする必要がある。なぜなら、現状は、たとえば周南健康福祉センターでは、職員1名と3市の指導員3名の合計4名で、又、山口健康福祉センターでは、職員2名と2市の相談員3名の合計5名で、滞納者に対応している。しかし、市から毎月提出されている活動報告の膨大な件数、内容からみて、現状の人員体制で必要な償還指導を行うことは困難であると考えられる。</p>	<p>【指摘】</p>		
<p>② こども未来課による定期的検査</p> <p>次に、各健康福祉センターの債権管理業務をこども未来課が定期的に検査する必要があると考える。</p> <p>債権管理マニュアルに従った督促・催告及び連帯保証人への接触等が行われているかどうかチェックし、実態と合わないマニュアル内容がある場合には、マニュアル自体の訂正を行うことになり、効果的な債権管理業務に向けて改善が可能となると考える。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>こども未来課において、四半期ごとに各健康福祉センターより報告される滞納者の分類結果を検査している。</p> <p>加えて、年2回実施しているこども未来課及び関係機関による合同償還指導の機会を利用し、関係機関の債権管理状況を把握しており、マニュアルの訂正が必要となった場合は速やかに対応できる体制をとった。</p>	<p>措置済み</p>	
<p>g 違約金の不徴収願</p> <p>違約金の不徴収決定に担当者の恣意性が入らないようにするため、生活保護者と同等と判断した内容を記録に残し、責任者の承認を受ける必要がある。</p>	<p>【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>税務課の通知文書に基づき、不徴収決定の際に客観資料に基づく現状確認、組織的な意思決定をすることについて、文書等で各健康福祉センターに周知し、実施している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>h 不納欠損処理等の検討</p> <p>現行では債権分類はマニュアルに沿って行われているが、実質的に回収不可能かどうかといった観点では分類・評価されていない。債務者自身の資産状況や収入状況等に応じた分類であり、保証人を含めた回収の評価とまでは言えない。</p> <p>債権分類に応じた回収事務の対応と言う観点だけではなく、回収できるのかどうかといった実質的な評価を行うことが、強制執行や不納欠損処理といった措置をとる上では必要である。</p>	<p>【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>平成24年度以降、主債務者だけでなく、連帯保証人に対してもアンケート調査を行い、資産状況や収入状況を確認した上で実質的な回収の評価を行うよう、文書で各健康福祉センターに周知している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>i 情報の共有化</p> <p>各健康福祉センターの未収金データは、最終的に、こども未来課において残高データとして吸い上げられるものの、個別に債権管理といった観点では行われていない。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>年2回実施しているこども未来課及び関係機関による合同償還指導の機会を利用し、関係機関における回収業務の取組状況や未収発生の原因等を把握し、対応策に</p>	<p>措置済み</p>	

債権管理を効率的・効果的に実施していくためには、回収業務の取組状況や未収発生の原因及び対応策などについて、現場と管理側の県とが連携を図る必要がある。各健康福祉センターとこども未来課との間の情報共有体制をより強化する必要がある。

【意見】

については個別に協議を行うことを徹底するなど、関係機関との情報共有体制を強化した。

(エ) 滞納債権区分別の対応状況

b 債権区分B

(b) 大口滞納案件b

① 徴収不能額の計上

現在、分納により回収しているが、今の分納額では完済までに34年かかり、県も全額回収は困難と考えている。従って、徴収不能額の計上を検討する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)
現在は、分納額を増額しており、全額回収は可能と判断できることから、不納欠損額として計上する必要性がなくなった。

措置済み

(c) 大口滞納案件c

② 徴収不能額の計上

僅かずつ償還されているものの、滞納額は多額であり、完済するまでには長期間を要する。会計的には、一定期間を超える期間に相当する回収見込額は徴収不能額に計上すべきである。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)
当該滞納金について、平成23年度決算より「回収不能見込額」として計上し、不納欠損額と同様に、会計(財務諸表)上の資産から除外することとした。

措置済み

(d) 大口滞納案件d

① 滞納直後の適切な対応

償還記録台帳には、初回滞納時(平成19年10月)からの記録はなく、滞納発生後の詳細な管理記録が記載されていないため、滞納発生の経緯・原因についての詳細な内容が不明である。又、平成20年8月の償還記録台帳への記録は、第1回目の催告状の送付から始まっているが、それは滞納発生の平成19年10月から約1年経過している。新規の滞納債権について、当初1年間は早期解消のために必要な管理がされないまま、放置されている。

滞納債権を長期化させないため、滞納直後の対応が重要である。今後は、平成21年8月作成の債権管理マニュアルに従って、滞納直後の対応を適切に行う必要がある。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)
平成21年8月より、債権管理マニュアルに従って、滞納開始直後に債務者と接触し、滞納の長期化を未然に防止する取組みを行うこととし、会議を通じ各健康福祉センターに周知した。

措置済み

(b) 大口滞納案件g

① 償還指導等の不備

平成18年10月、1回も償還されないまま滞納が生じている。滞納後、こども未来課から毎月督促状を送付している。しかし、平成20年7月に借主に連絡するまで、借主との接触が不十分であったため、連帯借主及び連帯保証人への連絡等されておらず、時効中断にも対応していない。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)
債務者と接触を図り、今後の償還計画について協議するとともに、平成23年12月、一部納付を履行させ、時効の中断措置をとった。

措置済み

(d) 大口滞納案件 i

① 償還指導等の不備

償還指導台帳には、指導時期、指導履歴を適切に記載する必要がある。この記載があつて初めて滞納理由、借受人等の生活状況及び納付能力等が明らかになり、今後の対応方針が、滞納者の個別事情を反映した適正なものになる。福祉的資金と言う性格上、滞納債権の長期化を防止するだけでなく、滞納者の生活状況への配慮も重要である。これらを勘案した指導方針を立て、実際の償還指導を適正化に向けて管理するためには、その前提となる指導履歴等の適切な記載が必要である。

【指摘】

③ 時効中断手続の不備

償還期限は、最終償還日の平成 18 年 9 月末である。時効中断措置として債務確認書などをとったことはない。

【指摘】

(e) 大口滞納案件 j

① 償還指導等の不備

償還指導記録は平成 19 年 8 月で終わっており、以降の記録はされていない。督促及び借主等の状況把握が途切れており、債権管理が適正にされていない。理由は、新たな滞納者も発生しており、過去の滞納者への催告まで手が回らなかったとのことである。

【指摘】

② 回収可能性の検討

回収の可能性はあるとのことであるが、現時点で具体的な返済計画はなく、回収の可能性は不明である。償還指導記録でも、直近年度の平成 22 年度でも返済計画等を協議した形跡はなく、過去の償還約束を引き延ばし、事実上は回収作業が放置されているとも見える。

【指摘】

d 債権区分D

(a) 大口滞納案件k

① 償還指導の不備

平成 14 年～21 年までの償還指導の記録は、滞納者の所在が不明のため残されていない。この間、所在調査がされたかどうか不明である。又、連帯保証人への通知は滞納当初だけであり、その後、債務者本人の所在が不明になつてからも、連絡はされていない。

所在不明の事実及び接触していない理由を記録し、管理者の承認を受ける必要がある。

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

税務課主催の平成 24 年度債権管理研修会、税務課による巡回指導等を通じて、統一的に償還指導記録を記載するよう関係職員に周知した。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

債務者と接触を図り、今後の償還計画について協議した。現在は、償還計画に基づき分納中である。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

債務者と接触を図り、今後の償還計画について協議するとともに債務承認書を取得した。現在は、償還計画に基づき分納中である。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

債務者と接触を図り、今後の償還計画について協議するとともに、あわせて債務承認書を取得した。現在は、償還計画に基づき分納中である。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

当該債務者の所在が判明したため、平成 23 年度にアンケートを送付した結果、借主から納付意思が示され、現在は分納中である。

所在不明者への対応については、所在調査・台帳への記載・管理者の承認等を徹底するよう、合同償還指導時に各健康福祉センターに周知した。

措置済み

<p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>② 徴収不能額の計上等 県は、本人の生活状況から資力の回復は困難と判断している。従って、会計上は徴収不能額を計上する必要がある。又、所在不明のため、時効の中断には対応していないことから、将来的には欠損処理を検討すべきである。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課) 当該滞納金について、平成 23 年度決算より「回収不能見込額」として計上し、不納欠損額と同様に、会計(財務諸表)上の資産から除外することとした。今後、時効が中断されない場合は、不納欠損額として処理することとなる。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>③ 時効中断への対応 本人所在不明のため、時効の中断には対応していない。所在が判明した現在も県は、本人の生活状況から資力の回復は困難と判断している。今後も、時効中断に対応しないのであれば、管理台帳にその旨記載し、管理者の承認を受けることにより、それが県の方針であることを明らかにする必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課) 当該滞納者については、償還指導状況を管理台帳に記載し、管理者の承認を受けた。 所在不明者への対応については、所在調査・台帳への記載・管理者の承認等を徹底するよう、合同償還指導時に各健康福祉センターに周知した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 債権区分E (b) 大口滞納案件n ① 対応の不備 単に電話催告及び文書催告を継続しているだけでは根本的解決にならない。債務者の誠意のない対応が一定期間続く場合、財産調査等を実施し、法的措置をとることを検討すべきであり、法的措置をとらないのであればその理由を管理台帳に示して、管理者の承認を受ける必要がある。 又、財産調査等の実行性を確保するため、契約書等に滞納が生じた場合には、債務者以外から債権管理に必要な個人情報を入手できることに同意する条項を加えることを検討する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課) 平成 24 年度以降、最終収納日から 1 年を経過している訴訟検討債権については、債務者の納付意志の確認のため、最初にアンケート調査を実施し、無回答者については、財産調査を経た上で、法的措置への移行の検討を行っている。また、必要に応じて財産調査同意書も取得している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>② 徴収不能額の計上 債権評価の観点からは、債務者(保証人含む)の支払能力については不明の状況であり、会計的・実態的には、債権の回収は困難と評価されるため、徴収不能額を計上する必要がある。今後、同様のケースでは、滞納が生じた時から徴収不能額計上の検討を行う必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課) 当該滞納金について、平成 23 年度決算より「回収不能見込額」として計上し、不納欠損額と同様に、会計(財務諸表)上の資産から除外することとした。今後、同様のケースについては、債務者の状況を確認し、速やかに回収不能見込額として処理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 大口滞納案件o ① 不能欠損処理の検討 本人、保証人共に行方不明のため、又、時効の中断には対応しておらず、回収の可能性はないため、欠損処理すべきである。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課) 当該滞納金について、平成 23 年度決算より「回収不能見込額」として計上し、不納欠損額と同様に、会計(財務諸表)上の資産から除外することとした。今後、時効が</p>	<p>措置済み</p>

<p>(d) 大口滞納案件 p</p> <p>① 対応の不備</p> <p>償還管理台帳への詳細な記載が見当たらないことから、必要な管理はされていないと見ざるを得ない、特に、連帯保証人への対応がされていないことは、当該滞納額を納入不可能（E評価）と判断していることと整合しない。</p> <p>福祉的性格の強い資金であり、時間をかけてでも完納に努めることが公平性に適うことではあるが、このままでは、関係者が全員死亡するまで不良債権として放置され、債権管理の効率性を著しく損ねる可能性がある。</p> <p>今後の対応として、当該未収金は、実質的に納入不可能な債権として、不納欠損処分を検討する必要がある。不納欠損しない場合には、借主及び連帯保証人の生活状態等を把握し、納入の可能性が少しでもあることを客観的に説明する必要がある。</p> <p>又、不納欠損に関係なく、会計的には徴収不能額を認識する必要がある。（決算において、会計課にE評価事実が連絡される仕組みが必要である。）</p>	<p>【指摘】</p> <p>中断されない場合は、不納欠損額として処理することとなる。</p> <p>（主務課・室 健康福祉部こども未来課） 当該滞納金について、平成 23 年度決算より「回収不能見込額」として計上し、不納欠損額と同様に、会計（財務諸表）上の資産から除外することとした。</p> <p>なお、今後、同様のケースが発生した場合の連帯保証人への対応、会計課への連絡等について、合同償還指導時に各健康福祉センターに周知した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(e) 大口滞納案件 q</p> <p>① 納付交渉の不備</p> <p>今後の対応としては、当該未収金の実質的な納入可能性を客観的に裏付けるため、今後は、借主への納付交渉だけでなく、連帯保証人への通知・督促も行い、少額でも時間をかけて納入されるかどうか、債務者の誠実性、所在明確性、生活状況及び財産状況等を調査する必要がある。そして、納入可能性が客観的に裏付けられない場合は、不納欠損処理の検討を行う必要がある。</p>	<p>【指摘】</p> <p>（主務課・室 健康福祉部こども未来課） 当該滞納金について、平成 23 年度決算より「回収不能見込額」として計上し、不納欠損額と同様に、会計（財務諸表）上の資産から除外することとした。</p> <p>なお、今後、同様のケースが発生した場合の連帯保証人への対応、財産状況等の調査について、合同償還指導時に各健康福祉センターに周知した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(f) 大口滞納案件 r</p> <p>① 対応の不備</p> <p>詳細な記録がないのは、他の滞納者の債権管理業務に追われ、当該滞納者への催告まで手が回らなかったことが理由である。連帯保証人及び時効中断への対応もされていないことから、平成 16 年 10 月以降、滞納のまま放置されていたものと思われる。</p> <p>現在、滞納者は所在不明であるため、本人からの回収は困難な状況にある。今後は、本人の現住所確認を行うと共に、連帯保証人に督促する必要がある。少しでも回収の可能性</p>	<p>【指摘】</p> <p>（主務課・室 健康福祉部こども未来課） 当該滞納金について、平成 23 年度決算より「回収不能見込額」として計上し、不納欠損額と同様に、会計（財務諸表）上の資産から除外することとした。</p> <p>なお、今後、同様のケースが発生した場合の連帯保証人への対応等について、合同償還指導時に各健康福祉センターに周知した。</p>	<p>措置済み</p>

があれば、時間をかけてでも完納を目指して分納等の納付交渉を行うべきである。しかし、借主等の所在不明、連帯保証人の生活状況・財産状況からみて、客観的に回収可能と評価できない場合には、不納欠損処分を検討する必要がある。

【指摘】

イ 高齢者住宅整備資金貸付金

(イ) 監査の結果及び意見等

b 個別滞納案件の対応状況分析

(a) 大口滞納案件 (A)

② 連帯保証人への対応

この案件では、滞納発生後の債務者本人への対応としては、電話連絡や自宅訪問及び債務承認書の收受等により、適切な対応がされている。連帯保証人に対しても、平成 22 年まで年 2 回の催告状の送付が続けられている。しかし、連帯保証人のうち 1 人は自己破産しており、もう 1 人は連帯保証人になった覚えはないと主張している状況にあり、催告状の送付が形式化している可能性が高い。連帯保証人に対しても、文書催告だけでなく、定期的な電話連絡や臨戸により生活状況の把握等に努める必要があると考える。

なお、この案件は、状況を打破するため、税務課への引き継ぎを行ったところである。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

この案件については税務課への引き継ぎを行い、税務課にて納付交渉を行っている。

連帯保証人に対しては、必要に応じて電話連絡や臨戸を実施しているが、税務課主導によるアンケートを実施するなど、より生活状況の把握等に努めることとした。

措置済み

3 貸付金の管理

(5) 研修医研修資金貸付金

オ 貸付制度の有効性

当該制度貸付が行われることは、県内に特定診療科医師が定着することを意味し、公益上必要と言える。しかし、年間の募集人数 5 名に対する新規応募者数は、平成 20 年度は 4 名、平成 21 年度は 1 名及び平成 22 年度は 1 名の状況にある。この 3 年間での平均応募率は 40% にすぎない。応募率が低い原因は、そもそも特定診療医の研修医師が少なく、制度開始後間もないからとのことである。確かに、制度開始後まだ 2 年であり、貸付事業が成功したか否かの判断はできないが、小児科、産婦人科、麻酔科、救急科の 4 診療科(特定診療科)における医師不足解消は、緊急性を有する公益上の問題であると考えられる。

募集人数に達せず予算消化率が低いと言うことは、対象者に制度が完全に周知されていないか、又は、周知されていても制度の利用に不便さがある可能性がある。県内の特定診療医師の定着に向けて、貸付政策の目的がより有効に達成されるように、応募率の更なる向上のための県内外にわたる一層の周知徹底に取り組む必要がある。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部地域医療推進室)

従来から当該研修資金の貸与要件となる特定診療科の後期研修を受けることが可能な全ての県内病院に周知するとともに、県医師会を通じて県内在住の医師に広く周知を図っている。

また、県ホームページや医師確保対策用のポータルサイト「やまぐちドクターネット」を通じて広く全国にも情報発信しているところである。

監査での指摘以降、これらの取組に加え、更に制度の周知を図るため、民間の医師職業紹介事業を行う民間大手会社の WEB サイトへ当該研修資金制度の紹介コーナーを設置するとともに、本貸付金においては特に他県の医療機関で初期臨床研修を終了した者を県内に呼び込み定着させることを重視しており、こうした者への情報の周知のため、関係病院等との連携強化、県内外へのきめ細やかな情報発信や県に開設している医師無料職業紹介窓口等での取組強化など、あらゆる機会を通じて制度のさらなる周知に努めている。

措置済み

<p>4 基金の管理</p> <p>(16) 山口県ふるさと雇用再生特別基金</p> <p>イ 事業の妥当性</p> <p>ふるさと雇用再生特別基金事業は、国交付金により県において造成された基金を活用した雇用創出事業であるが、基金の取崩時期及び事業計画は明らかにされており、基金自体の必要性も確保されていると言える。</p> <p>雇用の創出が目的であり、直接的に県民に効果を及ぼすものであるから、今後は、県における雇用実績等について効果を検証していく必要がある。</p> <p>県としては、国によって示された額の基金をもとに、継続的な雇用を創出するという目的に沿って、人件費 50%以上という要件の中で事業を行っていることから、雇用人数をもって、基金目的の達成度を示す指標と見ていくとの考えである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課)</p> <p>県としては、引き続き事業費等をもとに雇用人数に目標を設けるとともに、正規雇用化を行った事業者に対する一時金の活用を促すなどして、さらに効果的な雇用創出に努めてきた。</p> <p>23年度は383人(目標377人)の雇用を創出し、目標の達成度は102%に達したところであり、基金目的を達成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>5 出資金の管理</p> <p>(3) (財) やまぐち角膜・腎臓等複合バンクへの出資金の管理</p> <p>エ 出資金管理の見直し案</p> <p>出資金1億円は効率的に運用されているとは言えない。従って、県は、当該出資法人に対して、出資金相当額の寄付を求める等の検討と同時に、事業活動の支援手段を出資金から補助金に切り替える等の検討も必要である。これにより、出資金運用の不効率性が解消され、公益性の高い事業に対する県支出の効率的な運用が図られると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部地域医療推進室)</p> <p>公益認定に向けた法人のあり方の見直しの中で、県出捐金の取扱いについても検討を行った結果、出捐金を含む基本財産の取崩しは極めて慎重な判断を要するとされた。</p> <p>加えて、法人設立当時、基本財産総額3億円のうち県が1億円、市町村が1億円をそれぞれ出資しており、県が単独で出資金相当額の返還を求めることは、市町村との信頼関係を損ねるおそれがあることから、県出捐金の返還を求め、補助金に切り替えることは困難である。</p> <p>なお、当該法人は、県知事から公益認定を受け、平成24年4月1日付けで公益財団法人に移行したところであり、公益財団法人については経理面を含めたガバナンスについて高い水準が求められることから、今後も県出資金の運用について確実性を重視した適切な管理を行うよう指導を行っていく。</p>	<p>措置済み</p>